

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画

令和4年3月改定

近江八幡市

目 次

| | | |
|------------|-------------------------------|----|
| 第1章 | 計画策定の基本的事項 | |
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 | 計画の範囲及び目標年度 | 5 |
| 第2章 | 地域の特性 | |
| 第1節 | 自然環境特性 | 6 |
| 第2節 | 社会環境特性 | 8 |
| 第3節 | 生活環境特性 | 18 |
| 第3章 | 生活排水処理の現状と課題 | |
| 第1節 | 生活排水処理の概要 | 20 |
| 第2節 | 生活排水処理施設の整備状況 | 22 |
| 第3節 | 生活排水処理の実績 | 28 |
| 第4節 | し尿・浄化槽汚泥処理の状況 | 31 |
| 第5節 | 生活排水処理行政の動向 | 34 |
| 第6節 | 生活排水処理の評価及び課題 | 37 |
| 第4章 | 生活排水処理基本計画（生活排水対策推進計画） | |
| 第1節 | 基本方針等 | 42 |
| 第2節 | 計画の目標 | 45 |
| 第3節 | 生活排水の処理計画 | 48 |
| 第4節 | し尿・浄化槽汚泥処理計画 | 50 |
| 第5節 | 啓発に関する計画 | 55 |

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の法的根拠

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととされている。

また、廃棄物処理法施行規則第1条の3で、一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、廃棄物処理法第6条第2項に掲げる事項を定めるものとするとしている。

即ち、一般廃棄物処理計画は、図1-1-1に示すように①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されている。

このうち、「生活排水処理基本計画」は、市が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画処理区域内の生活排水をどのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものである。

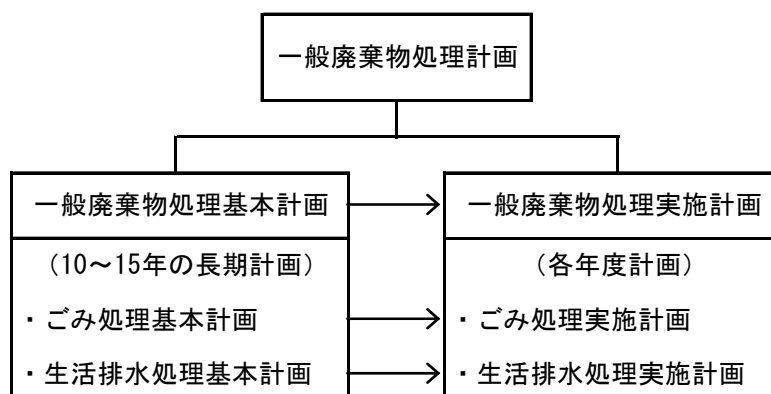


図1-1-1 基本計画と実施計画の関係

2 計画策定の背景

我が国最大の湖である琵琶湖を有する滋賀県では、平成2年2月7日、全国に先駆けて「滋賀県生活排水対策推進要綱」を制定し、翌年4月20日に滋賀県全域を生活排水対策重点地域として指定した。

旧近江八幡市及び旧安土町では、これを受けそれぞれ「生活排水対策推進計画」を策定し、各地域内の水質保全に努めてきた。

旧近江八幡市では、市街地を中心に下水道の整備を進めるとともに、2カ所の農村区域において農業集落排水施設を整備し、その他の区域については合併処理浄化槽[※]の普及促進に努めてきたが、生活雑排水（風呂及び台所等の排水）を未処理のまま放流している単独処理浄化槽[※]やし尿汲み取りなどが依然残っている。

また、し尿等処理については、昭和54年3月竣工の第1クリーンセンターで処理を行っていたが、施設の老朽化等により平成17年度末で施設の稼働を休止し、平成18年度から八日市布引ライフ組合に処理を委託してきた。

しかし、移送費用や処理委託費用等コストの低減に向け検討を重ねた結果、平成25年9月をもってライフ組合への委託処理を終了し、同年10月から生物学的化学処理と公共下水道への希釈直接投入を併用する形で第1クリーンセンターの再稼働を行い、現在に至っている。

旧安土町においても、市街地を中心に下水道の整備を進め、その他の区域については合併処理浄化槽の普及促進に努めており、単独処理浄化槽やし尿汲み取りが僅かに残る程度となっている。し尿等処理については、平成28年3月をもって八日市布引ライフ組合を脱退し、平成28年4月からし尿、浄化槽汚泥は第1クリーンセンターに搬入され、処理を行っている。

平成22年3月に近江八幡市と安土町が合併し、新しい近江八幡市（以下「本市」という。）が誕生し、平成26年3月に本市生活排水対策推進計画の改定を行っている。今回、旧安土町域が八日市布引ライフ組合から脱退し、本市全域が第1クリーンセンターでの一元処理の対象となったことや、現状の下水道整備状況及び合併処理浄化槽の設置状況を踏まえて本一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（以下「本計画」という。）を見直し、一部改定を行うものとする。

※平成12年の浄化槽法一部改正により単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法の適用対象としているが、本市では未だ単独処理浄化槽が残存しており、「浄化槽」という表現が間違いを生じやすいため、本計画では従来どおり「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」と記載することとする。

- ・単独処理浄化槽：し尿のみ処理
- ・合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理

3 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図 1-1-2 に示すとおりである。

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、上位計画として市総合計画に定められている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示すとともに、本市における一般廃棄物処理の最上位計画とする。

また、本計画は水質汚濁防止法第 14 条の 9 に基づく生活排水対策推進計画を盛り込む計画とする。

さらに、別途策定の「循環型社会形成推進地域計画」及び「環境基本計画」との整合を図るとともに、本計画に基づき必要な見直しを行い、施設整備等を進めていくものとする。

なお、計画の策定にあたっては、国や滋賀県が定める基本方針（広域処理に向けた施設の統廃合等）等に配慮する。

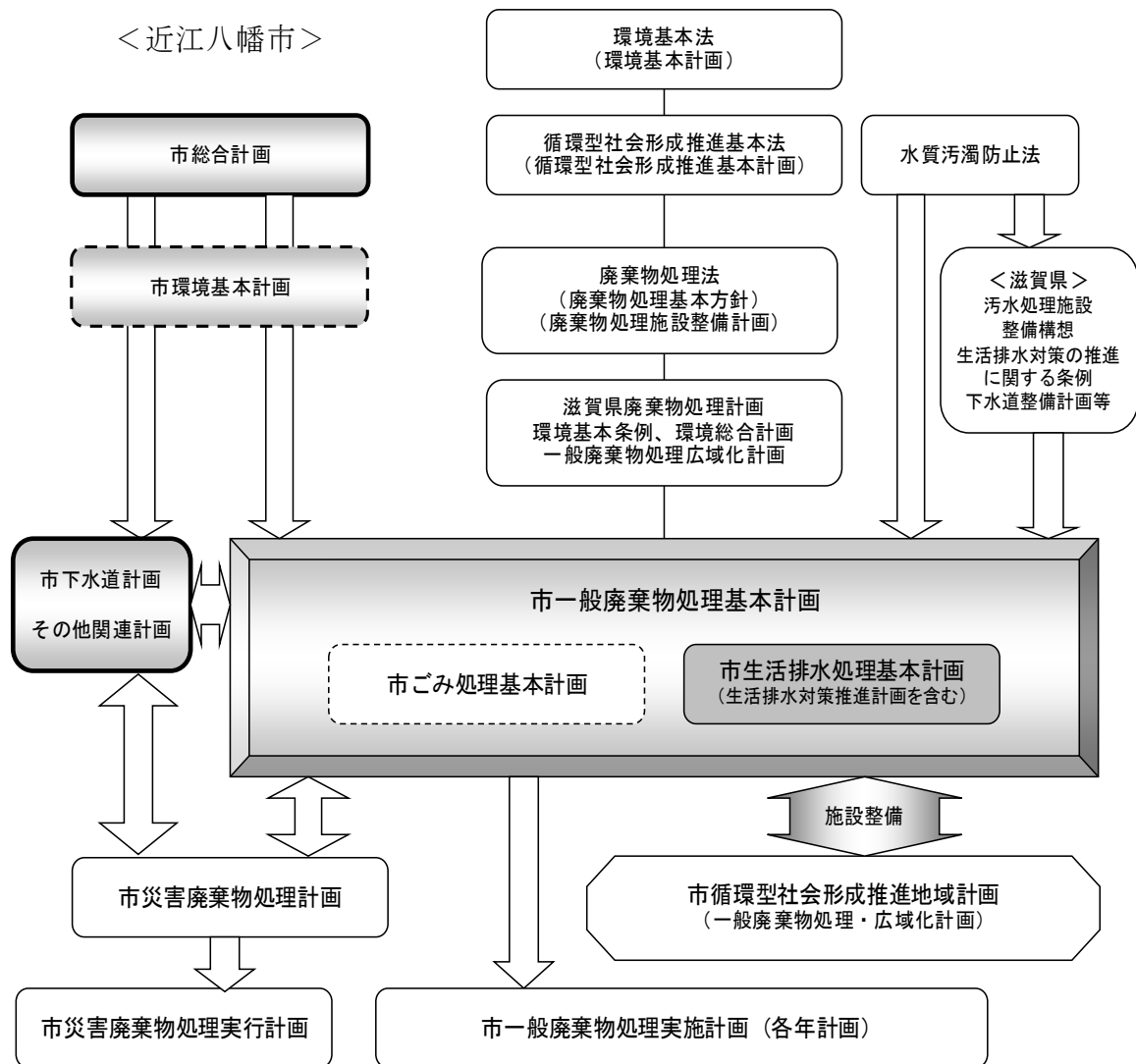


図 1-1-2 計画の位置付け

4 計画の構成及び策定手順

本計画の構成及び策定手順を図 1-1-3 に示す。

本計画の一部改定にあたっては、平成 26 年 3 月改定時に定めた基本的事項（計画目標年度、計画策定区域）や基本方針等は原則変更しないこととし、国及び県の廃棄物処理に係る基本方針等との整合が取れるよう必要部分のみ内容の変更を行う。

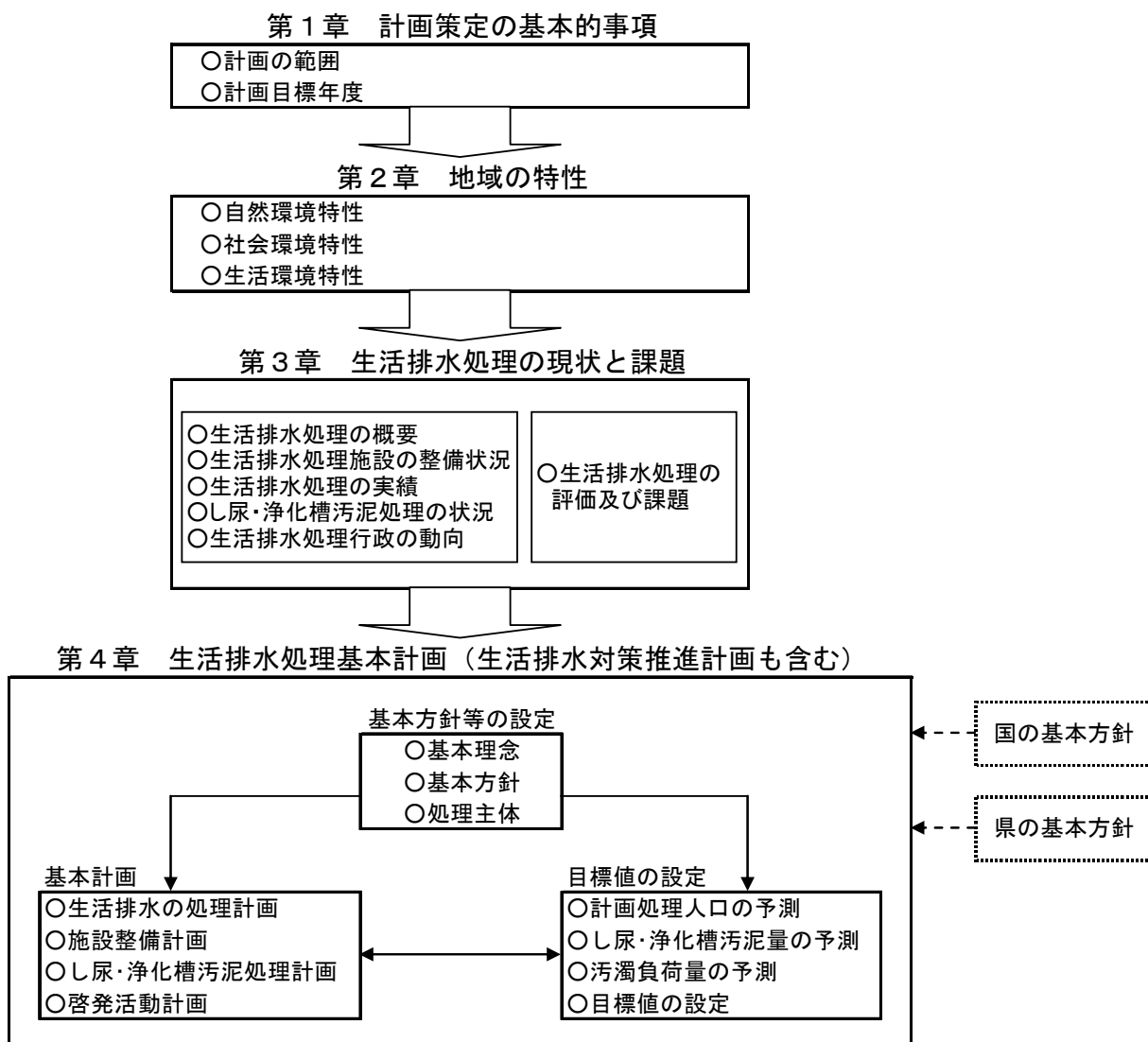


図 1-1-3 計画の構成及び策定手順

第2節 計画の範囲及び目標年度

1 計画の範囲

計画対象区域は、本市の行政区域全域（図 1-2-1 参照）とし、区域で発生する一般廃棄物（生活排水）を計画の対象とする。

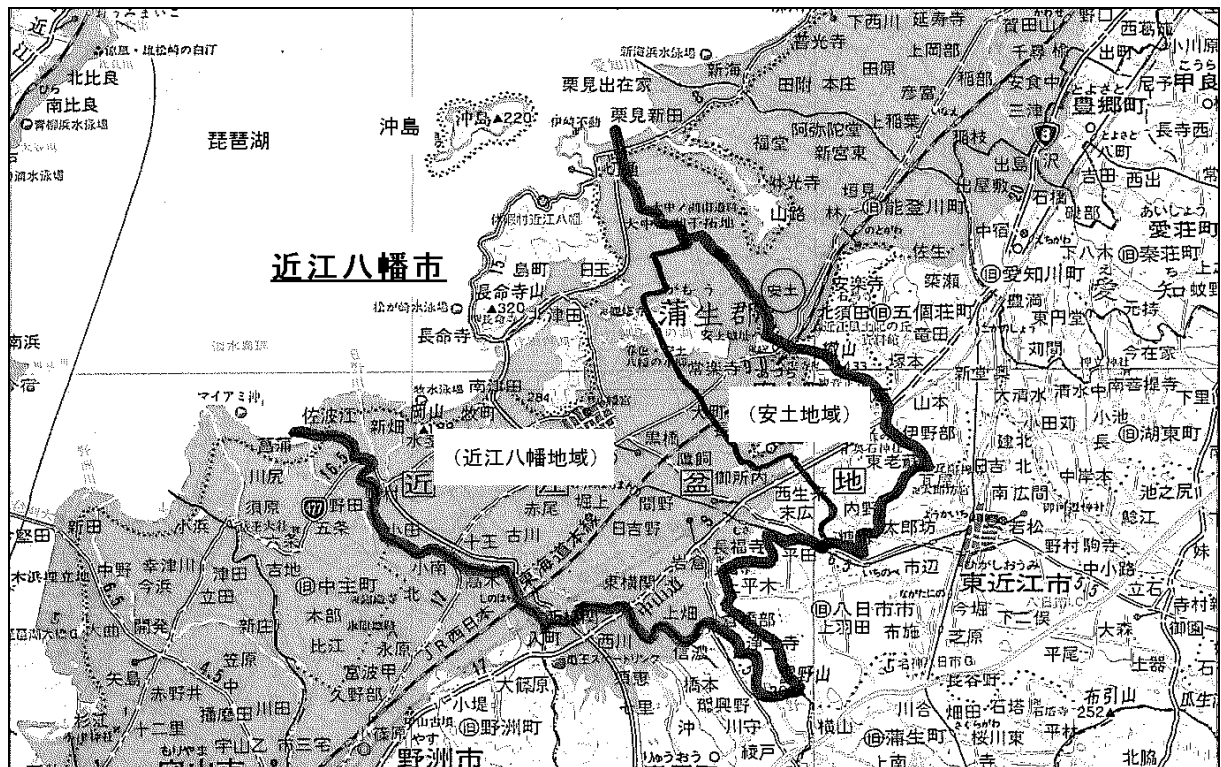


図 1-2-1 計画対象区域

2 計画目標年度

現行計画は、平成 37 年度（令和 7 年度）を計画目標年度として平成 26 年 3 月に改定が行われたが、令和 3 年度に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定作業を行っており、目標年度が令和 13 年度であることから、本計画の計画期間を整合させることとして令和 8 年度を中間年度、令和 13 年度を計画目標年度とする。なお、3～5 年ごとに目標値や施策の達成状況等を把握し、計画の見直し等を行う。また、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直すものとする。

計画目標年度：令和 13 年度

第2章 地域の特徴

第1節 自然環境特性

1 位置及び地勢

本市は、図 2-1-1 に示すように滋賀県のほぼ中央に位置し、北は琵琶湖、東は東近江市、南は竜王町、西は野洲市に接しており、琵琶湖で最大の島である沖島（沖ノ島）がある。

総面積は、表 2-1-1 に示すように 177.45km² で、滋賀県全体面積推計値（4,017.38km²）の 4.4% を占めている。

市域には、北部に長命寺山、奥島山、八幡山、東部に安土山、きぬがさ 織山、みづくり 箕作山、南部にかめわり 瓶割山、雪野山など標高 200～400m の美しい山々があり、市域の中央部に白鳥川、東部に蛇砂川、長命寺川、山本川、西端に日野川が流れ、それぞれ琵琶湖に流入している。

北東部に広がるラムサール条約の登録湿地である西の湖は、琵琶湖で一番大きい内湖であり、ヨシの群生地である水郷地帯は、「春色・安土八幡の水郷」として、琵琶湖八景の一つに数えられ、水と緑に恵まれた美しい景観と歴史風土に恵まれた地域である。

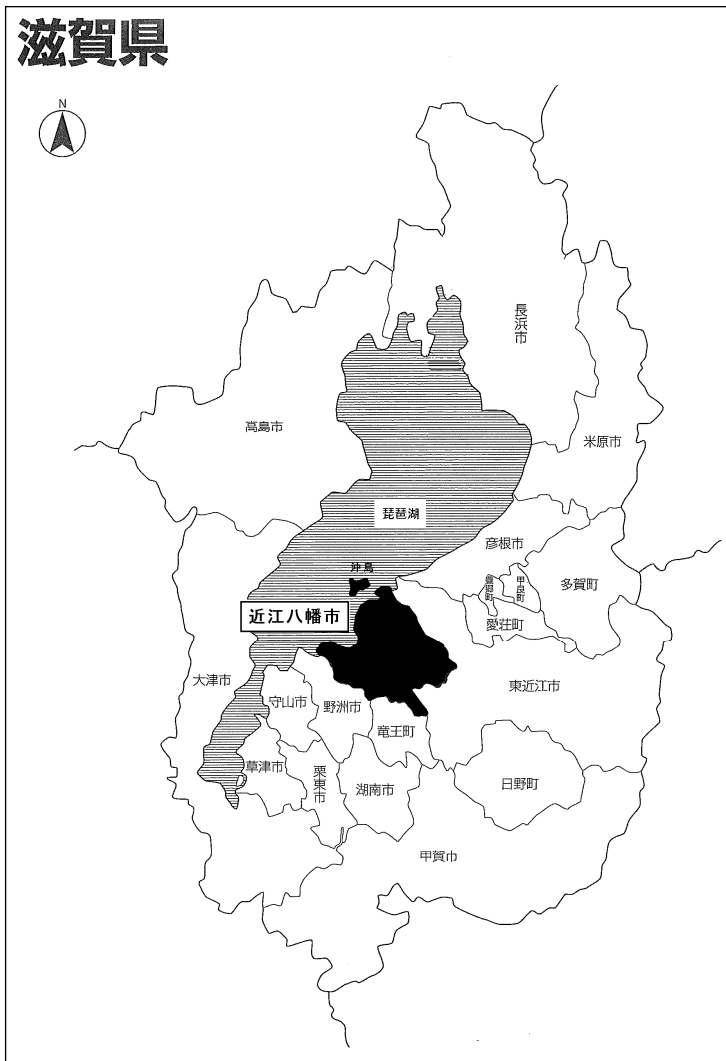


図 2-1-1 本市の位置図

表 2-1-1 本市の総面積

| 区分 | 琵琶湖 | 琵琶湖以外 | 市全体 |
|----------------------|--------|--------|---------------|
| 面積(km ²) | 76.03 | 101.42 | 177.45 |
| 構成比 | 42.8 % | 57.2 % | 100.0 % |

資料：「令和元年全国都道府県市区町村別面積調」

(国土交通省国土地理院 令和元年 10 月 1 日現在)

2 気象

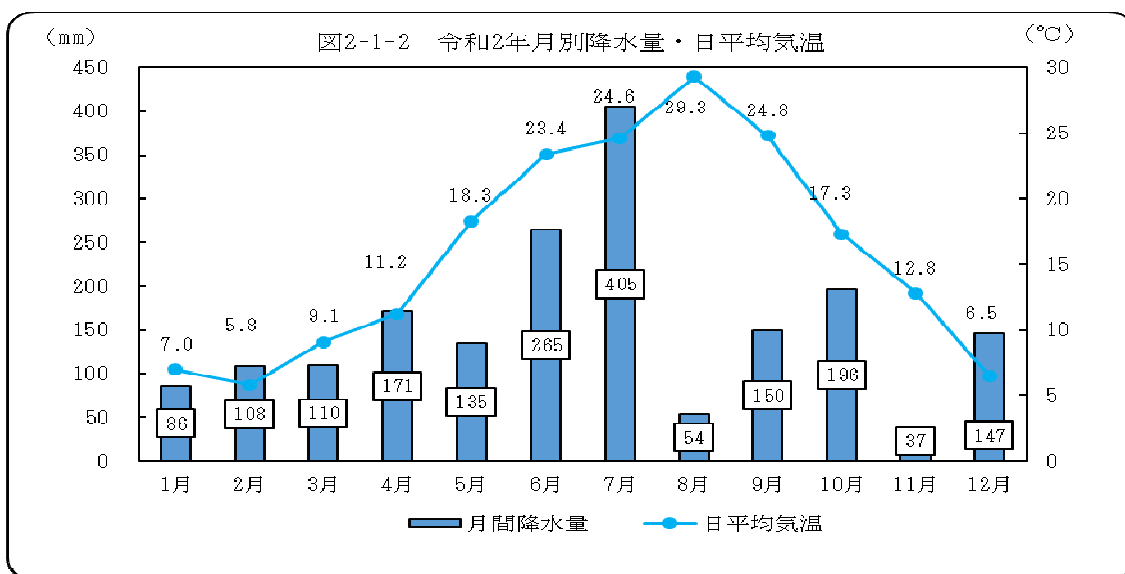
本市の気候は、瀬戸内海気候に属しており、表 2-1-2 及び図 2-1-2 に示すように、過去 3 年間の日平均気温は 15.8℃、令和 2 年では最高気温が 8 月の 36.3℃、最低気温が 2 月の -1.4℃である。

また、過去 3 年間の平均年間降水量は 1,708.0mm、令和 2 年の月間最大降水量は 7 月の 405.0mm である。

表 2-1-2 気温及び降水量

| 年次 | 気温(℃) | | | 降水量 (mm) |
|-------|-------|------|------|-------------|
| | 日平均 | 最高気温 | 最低気温 | |
| 平成30年 | 15.7 | 36.8 | -4.2 | 1,863.0 |
| 令和元年 | 15.8 | 36.9 | -1.9 | 1,398.5 |
| 令和2年 | 15.8 | 36.3 | -1.4 | 1,862.5 |
| 1月 | 7.0 | 16.2 | -0.6 | 86.0 |
| 2月 | 5.8 | 15.6 | -1.4 | 108.0 |
| 3月 | 9.1 | 21.8 | -0.3 | 109.5 |
| 4月 | 11.2 | 24.7 | 2.8 | 171.0 |
| 5月 | 18.3 | 28.1 | 9.4 | 135.0 |
| 6月 | 23.4 | 31.4 | 14.8 | 265.0 |
| 7月 | 24.6 | 33.1 | 19.1 | 405.0 |
| 8月 | 29.3 | 36.3 | 22.5 | 54.0 |
| 9月 | 24.8 | 34.8 | 16.2 | 150.0 |
| 10月 | 17.3 | 26.4 | 6.9 | 196.0 |
| 11月 | 12.8 | 26.1 | 5.0 | 36.5 |
| 12月 | 6.5 | 13.7 | -0.8 | 146.5 |

資料：彦根地方気象台（東近江地域気象観測所）



資料：彦根地方気象台（東近江地域気象観測所）

第2節 社会環境特性

1 人口動態

(1) 人口及び世帯数

過去10年間の人口及び世帯数の実績を、表2-2-1及び図2-2-1に示す。

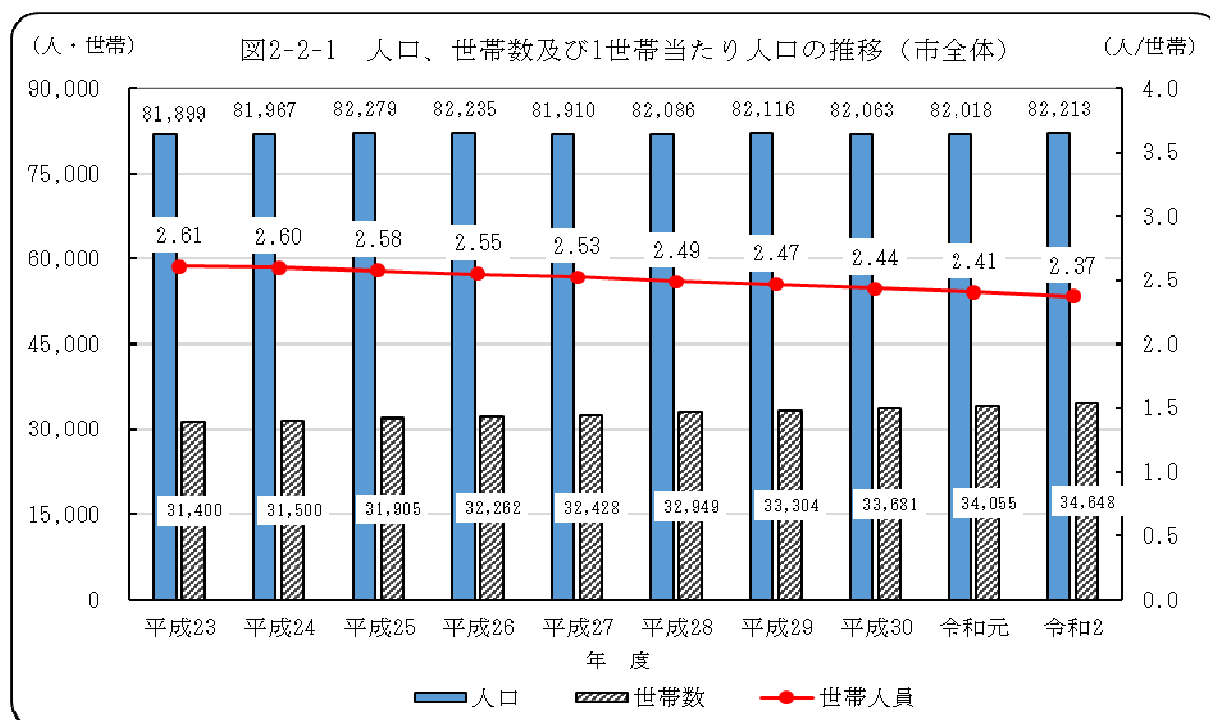
市全体の人口は過去10年間で314人増加し、令和2年度末現在で82,213人、世帯数は過去10年間で3,248世帯増加し、令和2年度末現在で34,648世帯、一世帯当たりの人口は年々減少し、令和2年度末現在で2.37人/世帯となっている。

表2-2-1 人口及び世帯数の実績

表2-2-1 人口および世帯数の実績

| 年度 | 人口(人) | 世帯数(世帯) | 1世帯当たりの人口 (人/世帯) |
|-------|--------|---------|---------------------|
| 平成23年 | 81,899 | 31,400 | 2.61 |
| 平成24年 | 81,967 | 31,500 | 2.60 |
| 平成25年 | 82,279 | 31,905 | 2.58 |
| 平成26年 | 82,235 | 32,262 | 2.55 |
| 平成27年 | 81,910 | 32,428 | 2.53 |
| 平成28年 | 82,086 | 32,949 | 2.49 |
| 平成29年 | 82,116 | 33,304 | 2.47 |
| 平成30年 | 82,090 | 33,765 | 2.43 |
| 令和元年 | 82,018 | 34,055 | 2.41 |
| 令和2年 | 82,213 | 34,648 | 2.37 |

資料:住民基本台帳(各年度末(3月末)現在、外国人含む)



(2) 年齢別人口

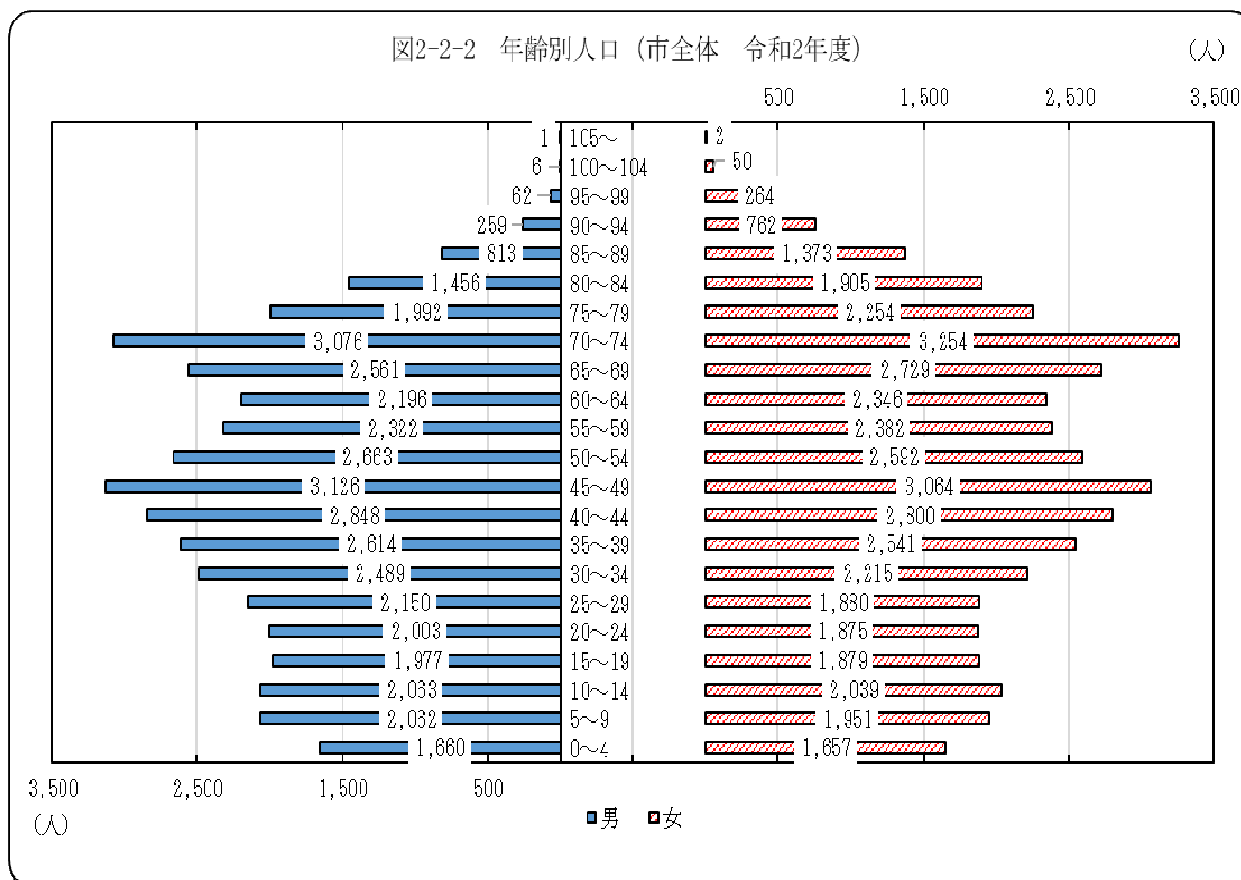
年齢別人口の推移及び構成を表 2-2-2 及び図 2-2-2 に示す。

65歳以上の人口比率は増加し、令和2年度では市全体で27.8%となっており、全国平均よりは低いが滋賀県平均を上回っている。

表 2-2-2 年齢区分別人口の推移

| 区分／年度 | 近江八幡市(人) | | | 滋賀県(人) | 全国(千人) |
|--------|----------|--------|--------|-----------|---------|
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 令和2年度 | 令和2年度 | 令和2年度 |
| 15歳未満 | 11,863 | 11,841 | 11,432 | 192,305 | 15,032 |
| 構成比 | 14.5% | 14.4% | 13.9% | 13.8% | 11.9% |
| 15～64歳 | 51,256 | 48,690 | 47,962 | 837,825 | 75,087 |
| 構成比 | 62.5% | 59.3% | 58.3% | 59.9% | 59.5% |
| 65歳以上 | 18,848 | 21,555 | 22,819 | 368,416 | 36,027 |
| 構成比 | 23.0% | 26.3% | 27.8% | 26.3% | 28.6% |
| 合計 | 81,967 | 82,086 | 82,213 | 1,398,546 | 126,146 |

資料：住民基本台帳、総務省統計より



2 都市形態の動向

本市は、行政区域全域が都市計画区域（近江八幡八日市都市計画区域）の指定を受け、このうち 1,068ha が市街化区域、9,074ha が市街化調整区域となっており、市街化区域では表 2-2-3 に示すような用途地域の指定がされている。

表 2-2-3 都市計画区域の指定状況

| 区 分 | | 区域面積(ha) | 建ぺい率(%) | 容積率(%) | |
|---------------|-----|--------------|---------|--------|-----|
| 都 市 計 画 区 域 | | 10,142 | | | |
| 市 街 化 区 域 | | 1,067.6 | | | |
| 用 途 地 域 | 住 居 | 第1種低層住居専用地域 | 97.1 | 50 | 80 |
| | | | 10.5 | 60 | 100 |
| | | 第1種中高層住居専用地域 | 187.9 | 60 | 200 |
| | | 第2種中高層住居専用地域 | 92.7 | 60 | 200 |
| | | 第1種住居地域 | 360.5 | 60 | 200 |
| | | 第2種住居地域 | 38.9 | 60 | 200 |
| | 商 業 | 近隣商業地域 | 32.2 | 80 | 200 |
| | | 商業地域 | 80.5 | 80 | 400 |
| | | | 11.5 | 80 | 500 |
| | 工 業 | 準工業地域 | 6.2 | 60 | 200 |
| | | 工業地域 | 11.4 | 60 | 200 |
| | | 工業専用地域 | 138.2 | 60 | 200 |
| 計 | | 1,067.6 | | | |
| 市 街 化 調 整 区 域 | | 9,074 | | | |

資料：近江八幡市の都市計画(令和3年4月現在)

3 産業の動向

(1) 産業構造

市全体の事業所数及び従業者数は、表 2-2-4 に示すように平成 28 年で 3,127 事業所及び 31,226 人であり、平成 26 年に比べて事業所、従業者数ともに減少している。また、業種別の内訳は表 2-2-5、図 2-2-3 及び図 2-2-4 に示すように卸売業、小売業が最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業が多くなっている。

表 2-2-4 事業所数及び従業者数

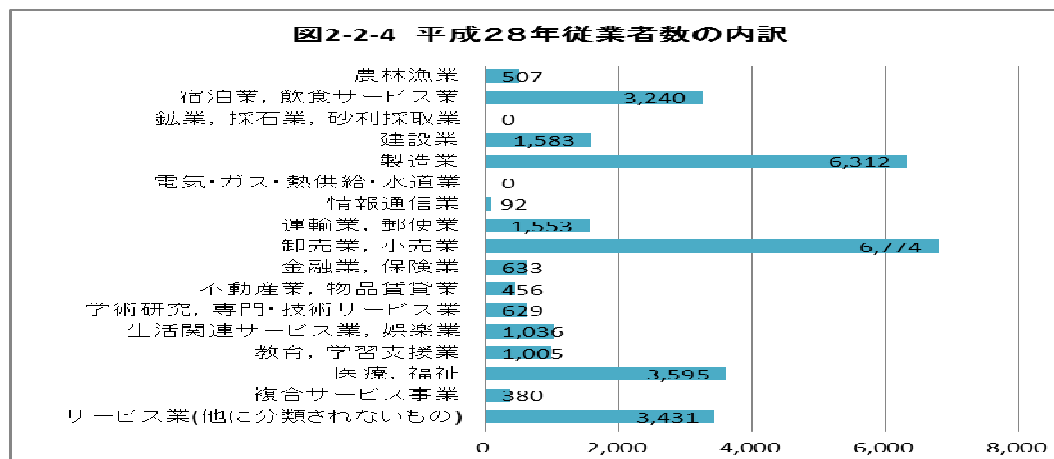
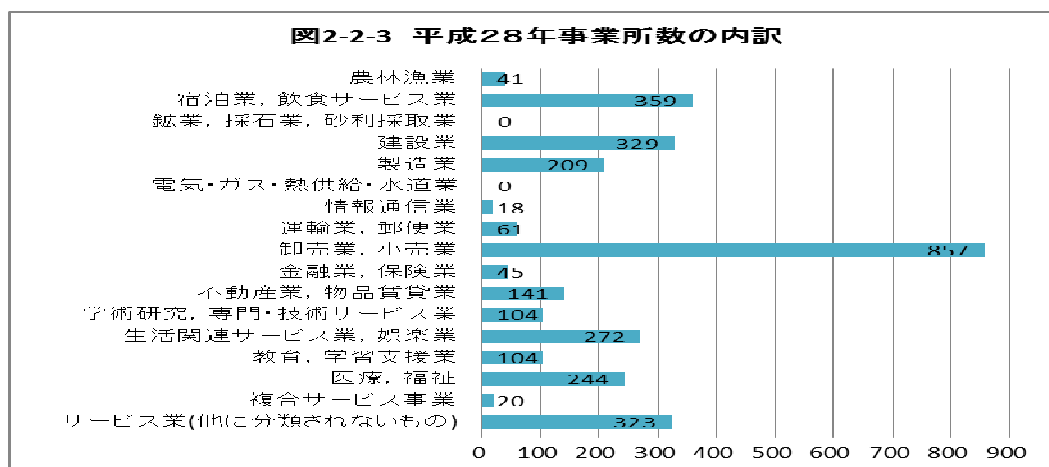
| 年 次 | 事業所数(事業所) | 従業者数(人) |
|-------|-----------|---------|
| 平成24年 | 3,084 | 29,907 |
| 平成26年 | 3,294 | 33,463 |
| 平成28年 | 3,127 | 31,226 |

資料：いずれも「経済センサス」(総務省統計局)

表 2-2-5 産業大分類別事業所数及び従業者数

| 区分 | 事業所数 | | 従業者数 | |
|-------------------|-------|--------|--------|--------|
| | (事業所) | 比率 | (人) | 比率 |
| 総数 | 3,127 | 100.0% | 31,226 | 100.0% |
| サービス業(他に分類されないもの) | 323 | 10.3% | 3,431 | 11.0% |
| 複合サービス事業 | 20 | 0.6% | 380 | 1.2% |
| 医療、福祉 | 244 | 7.8% | 3,595 | 11.5% |
| 教育、学習支援業 | 104 | 3.3% | 1,005 | 3.2% |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 272 | 8.7% | 1,036 | 3.3% |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 104 | 3.3% | 629 | 2.0% |
| 不動産業、物品賃貸業 | 141 | 4.5% | 456 | 1.5% |
| 金融業、保険業 | 45 | 1.4% | 633 | 2.0% |
| 卸売業、小売業 | 857 | 27.5% | 6,774 | 21.7% |
| 運輸業、郵便業 | 61 | 2.0% | 1,553 | 5.0% |
| 情報通信業 | 18 | 0.6% | 92 | 0.3% |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - |
| 製造業 | 209 | 6.7% | 6,312 | 20.2% |
| 建設業 | 329 | 10.5% | 1,583 | 5.1% |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - | - | - |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 359 | 11.5% | 3,240 | 10.4% |
| 農林漁業 | 41 | 1.3% | 507 | 1.6% |

資料:「平成28年経済センサス」(総務省統計局)



(2) 農業

本市の農業は、北部の干拓地や広範囲に広がる優良農地を背景に、水稲や畜産などを中心として発展してきたが、表 2-2-6 に示すように総農家数は減少しており、都市化の影響、農業従業者の高齢化、後継者不足など厳しい状況にある。

また、主要作物別収穫（栽培）面積は、表 2-2-7 に示すとおりである。

表 2-2-6 農家数及び経営耕地面積の推移

| 区 分 | 平成22年 | | | 平成27年 | | |
|------------|--------|------|-------|--------|------|-------|
| | 近江八幡地域 | 安土地域 | 市全体 | 近江八幡地域 | 安土地域 | 市全体 |
| 農家数(戸) | 1,463 | 347 | 1,810 | 1,091 | 264 | 1,355 |
| 専門農家 | 193 | 65 | 258 | 198 | 63 | 261 |
| 兼業農家 | 1,270 | 282 | 1,552 | 893 | 201 | 1,094 |
| 経営耕地面積(ha) | 2,830 | 725 | 3,555 | 2,345 | 595 | 2,940 |

資料:「農林業センサス」(各年2月1日現在)

表 2-2-7 主要作物別収穫（栽培）面積

単位:a

| 区分 | 平成17年 | | | 平成22年 | | | 平成27年 | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | 近江八幡地域 | 安土地域 | 市全体 | 近江八幡地域 | 安土地域 | 市全体 | 近江八幡地域 | 安土地域 | 市全体 |
| 総数 | 325,921 | 115,091 | 441,012 | 280,426 | 68,531 | 348,958 | 360,869 | 121,116 | 481,985 |
| 稲 | 209,164 | 74,444 | 283,608 | 187,854 | 51,585 | 239,439 | 203,257 | 70,963 | 274,220 |
| 麦類 | 74,828 | 23,084 | 97,912 | 48,338 | 6,235 | 54,573 | 87,806 | 24,929 | 112,735 |
| 雑穀 | 1,438 | 879 | 2,317 | 312 | 620 | 932 | 330 | 130 | 460 |
| いも類 | 458 | 138 | 596 | 109 | 41 | 150 | 3,378 | 106 | 3,484 |
| 豆類 | 22,061 | 7,523 | 29,584 | 26,212 | 3,762 | 29,974 | 50,515 | 17,403 | 67,918 |
| 工芸作物類 | 160 | 301 | 461 | 25 | 221 | 246 | 36 | 152 | 188 |
| 野菜類 | 16,011 | 7,419 | 23,430 | 17,033 | 5,712 | 22,745 | 10,946 | 5,676 | 16,622 |
| 花き類・花木類 | 352 | 214 | 566 | 385 | 103 | 488 | 234 | 84 | 318 |
| 種苗・苗木類 | 224 | 61 | 285 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 果樹園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 216 | 50 | 266 |
| 飼料用作物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他作物 | 1,225 | 1,028 | 2,253 | 158 | 252 | 410 | 4,151 | 1,623 | 5,774 |

資料:「農林業センサス」(各年2月1日現在)

(3) 工業

本市の工業は、主に国道8号沿いの工業団地を中心に構成されており、事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は表2-2-8に示すように推移し、平成28年の約2,125億円は県全体（約72,973億円）の約2.9%となっている。

表2-2-8 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

(従業者数4人以上)

| 年次 | 事業所数 (事業所) | 従業者数 (人) | 製造品出荷額等 (万円) |
|-------|---------------|-------------|-----------------|
| 平成24年 | 110 | 4,772 | 16,788,217 |
| 平成25年 | 103 | 4,071 | 12,679,042 |
| 平成26年 | 98 | 4,149 | 11,729,598 |
| 平成27年 | 112 | 5,619 | 21,803,590 |
| 平成28年 | 92 | 5,535 | 21,248,880 |

資料:「工業統計調査」より

(4) 商業

本市では近年、大型店舗の進出がみられ、事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移は表2-2-9に示すように市全体の事業所数や商品販売額は減少し、平成26年の商品販売額約1,463億円は県全体（約25,443億円）の約5.8%となっている。

表2-2-9 事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移

| 年次 | 近江八幡地域 | | | 安土地域 | | | 市全体 | | |
|-------|---------------|-------------|-----------------|---------------|-------------|-----------------|---------------|-------------|-----------------|
| | 事業所数 (事業所) | 従業者数 (人) | 年間商品販売 額(万円) | 事業所数 (事業所) | 従業者数 (人) | 年間商品販売 額(万円) | 事業所数 (事業所) | 従業者数 (人) | 年間商品販売 額(万円) |
| 平成19年 | 870 | 6,949 | 16,509,715 | 120 | 692 | 1,393,236 | 990 | 7,641 | 17,902,951 |
| 平成24年 | — | — | — | — | — | — | 677 | 5,530 | 13,284,700 |
| 平成26年 | — | — | — | — | — | — | 686 | 5,521 | 14,627,200 |

資料:商業統計調査(各年6月1日現在)

(5) 観光客数

本市では、ラムサール条約の登録湿地である琵琶湖や西の湖に代表される豊かな自然、風光明媚な八幡堀や重要伝統的建造物群保存地区、安土城跡をはじめ観音寺城跡、八幡城跡や多くの神社仏閣などの歴史的文化遺産に恵まれている。また、近江牛や琵琶湖の湖魚料理の一つである「ふなずし」など特産物も多く、本市を訪れる観光客数は図 2-2-5 及び表 2-2-10 に示すように平成 28 年以降増加傾向にあるが、令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け減少となっている。表 2-2-11 には観光地別観光客数の推移を示す。

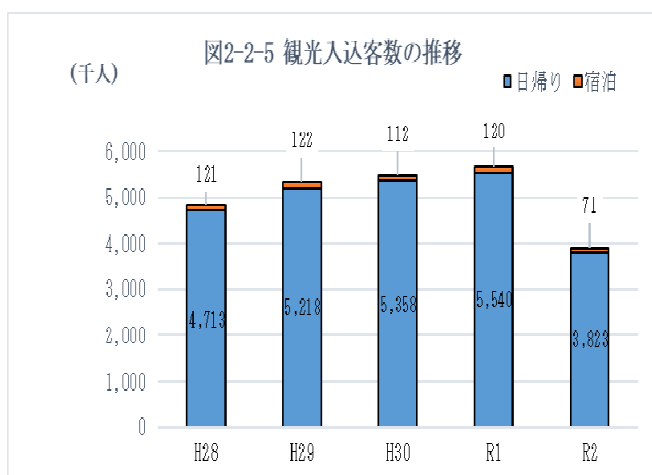


表2-2-10 観光入込客数の推移

| | 日帰り | 宿泊 | 計 |
|-----|-------|-----|-------|
| H28 | 4,713 | 121 | 4,834 |
| H29 | 5,218 | 122 | 5,340 |
| H30 | 5,358 | 112 | 5,470 |
| R元 | 5,540 | 120 | 5,660 |
| R2 | 3,823 | 71 | 3,894 |

資料：滋賀県観光入込客統計調査より

表 2-2-11 観光地別観光客数の推移

単位：百人

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| JR駅観光案内所 | 495 | 517 | 487 | 525 |
| 白雲館 | 334 | 271 | 290 | 315 |
| あきんどの里観光案内 | 184 | 191 | 174 | 187 |
| 市立資料館(街並み) | 276 | 273 | 205 | 200 |
| かわらミュージアム | 240 | 194 | 165 | 159 |
| 堀界隈施設 | 5,838 | 5,133 | 4,747 | 4,779 |
| 水郷めぐり | 966 | 915 | 871 | 797 |
| 沖島 | 258 | 225 | 222 | 255 |
| 神社寺院関係(まつり関係含まず) | 10,991 | 10,570 | 9,960 | 11,135 |
| ホテル旅館等 | 2,619 | 2,400 | 2,056 | 1,981 |
| ラ コリーナ近江八幡 | — | 28,339 | 31,097 | 32,269 |
| その他施設 | 23,246 | 1,735 | 1,717 | 1,542 |
| 安土駅観光案内所 | 85 | 96 | 138 | 201 |
| 安土城郭資料館 | 221 | 188 | 198 | 249 |
| 信長の館 | 752 | 622 | 563 | 669 |
| まつり関係 | 1,473 | 1,575 | 1,585 | 1,210 |
| 合計 | 47,978 | 53,244 | 54,475 | 56,473 |

資料：平成29年～令和2年度版 近江八幡市統計書より

4 土地利用状況

本市（平成30年度）の土地利用状況は、図2-2-6及び表2-2-12に示すように農地が約46%、宅地が約14%、山林が約7%を占めており、県全体の農地（約13%）や宅地（約7%）の占める割合よりも高いが、山林（県約28%）については低い。

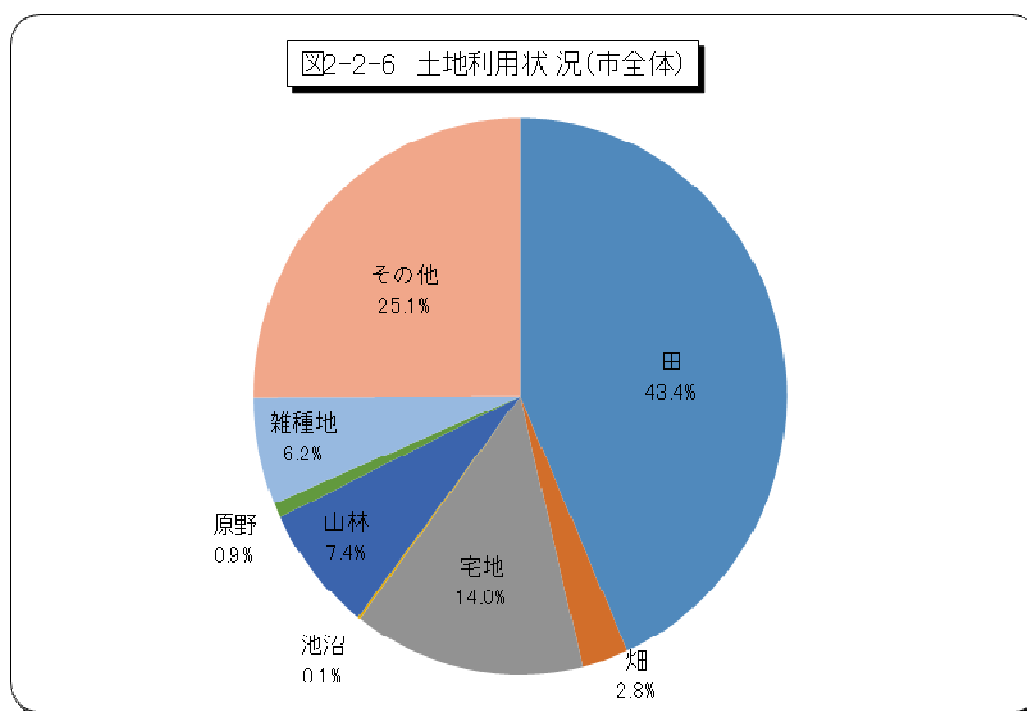
近年、農用地（田、畑）が減少傾向にある反面、宅地が増加傾向にある。

表 2-2-12 土地利用状況

単位: ha

| 年次 | 田 | 畑 | 宅地 | 池沼 | 山林 | 原野 | 雑種地 | その他 | 計 |
|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|-------|--------|
| 平成26年 | 4,448 | 306 | 1,373 | 14 | 759 | 91 | 615 | 2,521 | 10,127 |
| 平成27年 | 4,430 | 296 | 1,390 | 14 | 759 | 91 | 625 | 2,537 | 10,142 |
| 平成28年 | 4,419 | 291 | 1,404 | 14 | 757 | 90 | 630 | 2,537 | 10,142 |
| 平成29年 | 4,409 | 288 | 1,417 | 14 | 753 | 90 | 634 | 2,537 | 10,142 |
| 平成30年 | 4,402 | 286 | 1,424 | 14 | 753 | 89 | 633 | 2,541 | 10,142 |
| 比率 | 43.4% | 2.8% | 14.0% | 0.1% | 7.4% | 0.9% | 6.2% | 25.1% | 100.0% |

資料：近江八幡市統計書 令和元年版(各年1月1日現在)



資料：近江八幡市統計書 令和元年版（平成31年1月1日現在）

5 総合計画等

(1) 第1次総合計画

本市では、平成31年3月に「近江八幡市第1次総合計画」を策定し、市全体として中長期的な方向性を本計画において定めた。

第1次総合計画の概要及び生活排水処理に関する基本方針等は、表2-2-13に示すとおりである。

表2-2-13 第1次総合計画の概要

| 区 分 | 概 要 |
|--------|---|
| 将 来 像 | 人がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」 |
| 基本目標 | ① 創造性が豊かで行動力があり、地域を担い未来へ通じる「人」を育みます ② 一人ひとりが互いに支え合い、心のかよう地域社会を創ります ③ 豊かな自然、歴史、文化を守り・活かし、未来に引き継ぎます ④ 地域の魅力を掘り起こし、暮らしを支える産業を興します ⑤ 時代にあった安全・安心な生活基盤を築き、次世代への礎を築きます ⑥ 協働と連携に基づいてしなやかな「地域の経営」ができる体制を整えます |
| 方針、施策等 | <市民の生活環境の保全> 【方針】 下水道等の整備による水環境保全や、騒音・振動・悪臭対策などを通じて住みよい生活環境を保全していきます 【主な取組】 ■下水道の接続率の向上 ■合併処理浄化槽の整備支援 |
| 指標 | 【生活排水処理率】 5年後目標値:95.9% 10年後目標値:97.7% |

(2) 環境基本計画

環境基本計画については、平成24年3月に策定し、令和3年度に改定作業を行っているところである。

このことから、環境基本計画の改定案の概要及び生活排水処理方針等について、表2-2-14に示すとおりである。

表2-2-14 環境基本計画の改定案概要

| 区 分 | 概 要 |
|-----------------|--|
| 計画の期間 (目標年度) | 令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間 |
| 基本理念 | 望ましい環境像 ～自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ～近江八幡市 持続可能な「水・緑・くらし」 ① 市民の自主性を重んじ協働の取組を次世代につなぎます ② 全国に誇れる環境文化を築きます ③ 環境を保全し持続可能な地域社会を目指します |
| 基本方針、 基本施策 | 基本方針1:生物多様性に配慮して近江八幡市の優れた自然を守りましょう 基本施策1-1:西の湖等における地域の生物多様性の保全 基本施策1-2:広大な農地や点在する里山等の二次的な自然環境の保全・再生 基本方針2:全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み地域活性化に活かしましょう 基本施策2-1:八幡堀や安土城跡・西の湖周辺等の歴史的・文化的景観等の保全・再生 基本施策2-2:近江八幡の水郷等の環境特性を活かした地域活性化の推進 基本方針3:市民の力を合わせて循環型社会を形成しましょう 基本施策3-1:身近な取組から始める5Rの推進(特にリデュース、リユースの2Rを推進) 基本方針4:エネルギーを大切に使うことでゼロカーボンシティの実現を目指しましょう 基本施策4-1:温室効果ガス排出抑制への身近な取組の推進 基本方針5:市民の健康な暮らしを支える生活環境を守りましょう 基本施策5-1:水・大気・土の保全 基本施策5-2:生活環境の保全 |
| 生活排水処理 方針、施策 | <基本施策5-1 水・大気・土の保全> 下水道や合併処理浄化槽の整備・管理、家庭からの雑排水への対策、地下水の保全、大気汚染・土壌汚染の防止等を通じて、本市の特色である水環境を保全していきましょう。 【基本的な考え方】 本市における市民生活の基盤として、西の湖や琵琶湖、湧水などに代表されるような、すばらしい水環境を中心に、健全な大気や土壌環境を守り続けていくことが求められます。 そこで、下水道や合併処理浄化槽の整備・管理、家庭からの雑排水への対策、地下水の保全をはじめ、大気や土壌環境の保全のために、規制や指導、監視などに関係機関と連携して取り組んでいきましょう。また、身近な水・大気・土の保全への取組を通じて、地球環境問題の解決に対しても貢献していきましょう。 |

※下線部は、今回の改定により追記、変更等があった箇所

第3節 生活環境特性

1 上水道の状況

本市における上水道の普及状況は、表 2-3-1 に示すように令和 2 年度末現在で普及率は 99.6%となっている。

表 2-3-1 上水道の普及状況

単位：人

| 区 分 | | 人口等 | 備 考 |
|---------|------|--------|-----------|
| 行政区域内人口 | | 82,018 | 外国人含む |
| 給水人口 | 上水道 | 81,693 | |
| | 簡易水道 | 0 | |
| | 専用水道 | 8 | |
| | 計 | 81,701 | |
| 普 及 率 | | 99.6% | 給水人口／行政人口 |

資料：「令和2年度滋賀県の水道」より

2 水環境、水質保全に関する状況

地域を流れる河川については、各地点で水質調査が実施されている。

このうち、生活環境の保全に関する環境基準が設定されている河川は日野川のみであり、日野川本流全域を対象にA類型の指定がなされている。また、本市内に位置する調査地点のうち野村橋地点が環境基準点となっている。令和元年度の日野川（野村橋地点）における環境基準の達成状況は表 2-3-2 に示すように、大腸菌群数以外の項目については基準値を達成しており、平成 28 年度測定値に比べて BOD、SS、DO、大腸菌群数が下がっている。

表 2-3-2 日野川（野村橋地点）における環境基準の達成状況

| 項 目 | pH | BOD (mg/L) | SS (mg/L) | DO (mg/L) | 大腸菌群数 (MPN/100mL) | 備 考 |
|------------------|------------------|---------------|--------------|--------------|----------------------|-------------------|
| 平成 28 年度 平均値* | 7.5 ○ | 1.0 ○ | 8 ○ | 9.7 ○ | 13,000 × | ○：達成 ×：未達成 |
| 令和元年度 平均値* | 7.5 ○ | 0.9 ○ | 5 ○ | 9.0 ○ | 6,470 × | ○：達成 ×：未達成 |
| 環境基準 (A類型) | 6.5 以上 8.5 以下 | 2 以下 | 25 以下 | 7.5 以上 | 1,000 以下 | 達成期間： イ(直ちに達成) |

※BOD は 75%値

資料：滋賀県環境白書(平成 29,令和 2 年版)資料編

日野川のほかに近江八幡地域を流れる白鳥川、三明川、大惣川、蛇砂川、八幡川、黒橋川、藤間川及び長命寺川、また、安土地域の山本川、盆川及び安土川、並びに西の湖（4地点）における、水質の状況を表2-3-3に示す。

表2-3-3 河川の水質状況

| 水系 | 測定点 | 溶存酸素量 DO(mg/l) | | | 生物化学的酸素要求量 BOD(mg/l) | | | 化学的酸素要求量 COD(mg/l) | | | 備考 | |
|--------|------|-------------------|------|------|-------------------------|-------|-------|-----------------------|------|------|------|------|
| | | H29 | H30 | R1 | H29 | H30 | R1 | H29 | H30 | R1 | | |
| 近江八幡地域 | 日野川 | 野村橋 | 9.5 | 9.2 | 9.0 | 0.9 | 0.7 | 0.9 | 3.8 | 3.4 | 3.3 | 県測定値 |
| | 白鳥川 | 高坐橋 | 9.3 | 8.8 | 9.5 | 1.3 | 1.1 | 1.3 | 3.8 | 4.0 | 4.0 | 県測定値 |
| | 三明川 | 音羽町交差点 | 8.6 | 9.2 | 8.8 | 2.0 | 1.7 | 2.0 | 4.5 | 4.3 | 3.4 | |
| | 大惣川 | 牧町惣尻橋 | 9.7 | 10.0 | 9.3 | 2.4 | 2.4 | 2.5 | 5.8 | 6.1 | 4.6 | |
| | 蛇砂川 | 御所内町 | 11.0 | 12.0 | 11.8 | 1.5 | 1.4 | 1.6 | 3.5 | 3.1 | 2.1 | |
| | 八幡川 | 南津田町2号橋 | 7.7 | 7.7 | 8.3 | 1.5 | 1.7 | 1.6 | 4.1 | 4.0 | 2.8 | |
| | 黒橋川 | 西庄町黒橋 | 7.5 | 8.2 | 8.3 | 1.4 | 1.2 | 1.3 | 2.7 | 2.3 | 2.0 | |
| | 藤間川 | 大森町 | 10.0 | 10.0 | 11.4 | 3.1 | 2.5 | 2.5 | 6.7 | 7.0 | 5.4 | |
| | 長命寺川 | 白玉橋 | 10.0 | 11.0 | 9.9 | 2.2 | 2.9 | 2.2 | 5.0 | 6.8 | 5.1 | 県測定値 |
| 安土地域 | 山本川 | 東近江市境界付近 | 10.0 | 11.0 | 11.8 | 1.8 | 1.4 | 1.5 | 3.1 | 2.5 | 2.5 | |
| | 盆川 | 安土ニュータウン内 | 9.7 | 9.8 | 10.8 | 1.3 | 1.3 | 1.4 | 3.8 | 2.7 | 1.9 | |
| | 安土川 | 下豊浦百々橋 | 8.8 | 9.2 | 7.6 | 2.2 | 1.9 | 1.9 | 6.4 | 5.7 | 4.3 | |
| | 西の湖1 | 十七川河口沖 | 14.0 | 11.0 | 12.5 | 4.4 | 3.4 | 3.6 | 6.3 | 6.3 | 7.4 | 県測定値 |
| | 西の湖2 | 山本川河口沖 | 13.0 | 11.0 | 13.7 | 4.9 | 4.4 | 6.5 | 7.2 | 7.9 | 9.8 | 県測定値 |
| | 西の湖3 | 母貝養殖場西側 | 9.4 | 9.1 | 8.7 | 0.8 | 0.9 | 1.1 | 3.6 | 3.4 | 4.4 | 県測定値 |
| | 西の湖4 | 小中排水機場排水口沖 | 14.0 | 11.0 | 14.9 | 5.3 | 4.3 | 7.2 | 8.1 | 8.3 | 11.0 | 県測定値 |
| 水系 | 測定点 | 浮遊物質 SS(mg/l) | | | 総リン T-P(mg/l) | | | 総窒素 T-N(mg/l) | | | 備考 | |
| | | H29 | H30 | R1 | H29 | H30 | R1 | H29 | H30 | R1 | | |
| 近江八幡地域 | 日野川 | 野村橋 | 5 | 6 | 5 | 0.070 | 0.056 | 0.056 | 0.78 | 0.71 | 0.73 | 県測定値 |
| | 白鳥川 | 高坐橋 | 12 | 14 | 15 | 0.102 | 0.110 | 0.110 | 1.70 | 1.80 | 1.60 | 県測定値 |
| | 三明川 | 音羽町交差点 | 5 | 4 | 3 | 0.180 | 0.190 | 0.127 | 2.30 | 2.60 | 3.20 | |
| | 大惣川 | 牧町惣尻橋 | 18 | 10 | 13 | 0.170 | 0.430 | 0.426 | 3.50 | 5.20 | 2.95 | |
| | 蛇砂川 | 御所内町 | 5 | 5 | 4 | 0.059 | 0.049 | 0.037 | 0.88 | 1.10 | 1.09 | |
| | 八幡川 | 南津田町2号橋 | 11 | 11 | 8 | 0.130 | 0.120 | 0.054 | 1.90 | 2.10 | 2.02 | |
| | 黒橋川 | 西庄町黒橋 | 9 | 9 | 5 | 0.092 | 0.062 | 0.042 | 2.00 | 2.20 | 2.78 | |
| | 藤間川 | 大森町 | 15 | 14 | 18 | 0.170 | 0.190 | 0.127 | 2.80 | 2.50 | 2.87 | |
| | 長命寺川 | 白玉橋 | 15 | 20 | 22 | 0.108 | 0.100 | 0.130 | 1.50 | 1.50 | 1.50 | 県測定値 |
| 安土地域 | 山本川 | 東近江市境界付近 | 7 | 3 | 3 | 0.059 | 0.054 | 0.043 | 0.75 | 1.00 | 1.15 | |
| | 盆川 | 安土ニュータウン内 | 3 | 5 | 3 | 0.110 | 0.062 | 0.034 | 2.20 | 2.50 | 2.22 | |
| | 安土川 | 下豊浦百々橋 | 14 | 16 | 11 | 0.130 | 0.130 | 0.055 | 1.70 | 2.20 | 2.27 | |
| | 西の湖1 | 十七川河口沖 | 13 | 25 | 29 | 0.110 | 0.130 | 0.140 | 1.80 | 1.60 | 2.00 | 県測定値 |
| | 西の湖2 | 山本川河口沖 | 17 | 32 | 38 | 0.120 | 0.150 | 0.170 | 1.60 | 1.50 | 1.90 | 県測定値 |
| | 西の湖3 | 母貝養殖場西側 | 12 | 14 | 20 | 0.068 | 0.076 | 0.088 | 1.50 | 1.60 | 1.50 | 県測定値 |
| | 西の湖4 | 小中排水機場排水口沖 | 33 | 32 | 45 | 0.140 | 0.140 | 0.180 | 1.70 | 1.40 | 2.10 | 県測定値 |

(注) 各数値は年度の平均値である。

(注) 数値は、「近江八幡市統計書R2」より。ただし日野川、白鳥川、及び長命寺川のデータについては、「滋賀の環境2020」より出典。

第3章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理の概要

1 生活排水処理体系の概要

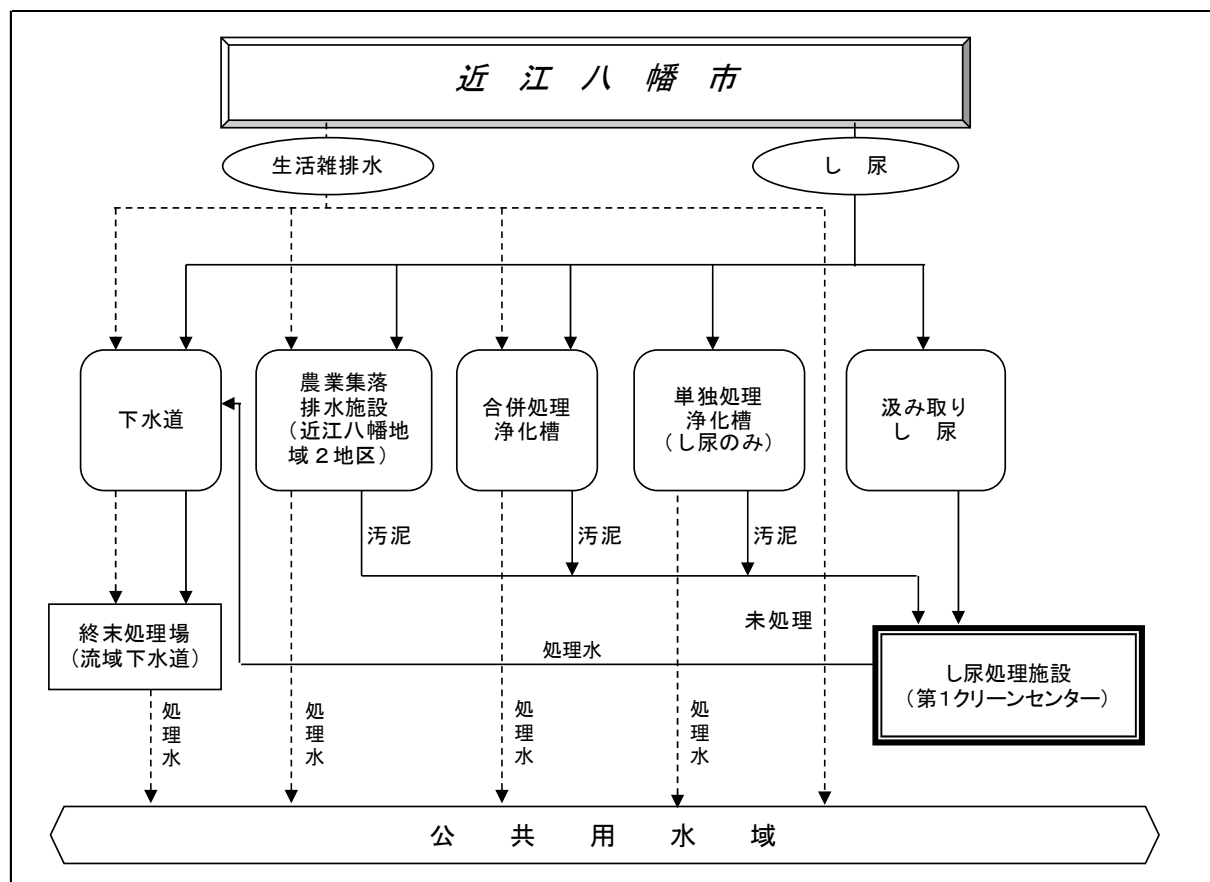
現状の生活排水処理体系の概要を図 3-1-1 に示す。

本市で発生する生活雑排水及びし尿は、公共下水道、農業集落排水施設（近江八幡地域内の2地区のみ）、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び、し尿処理施設である第1クリーンセンターで処理している。

また、農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生するいわゆる浄化槽汚泥については、第1クリーンセンターで処理している。

なお、安土地域については、平成28年3月31日を以て広域行政事務組合「八日市布引ライフ組合」を脱退し、平成28年度から地域内で発生するし尿及び浄化槽汚泥は第1クリーンセンターへ搬入され、市域内で一元処理が開始された。

図 3-1-1 現状の生活排水処理体系



2 生活排水処理施設等の概要

本市における生活排水処理施設等の概要は、表 3-1-1 に示すとおりである。

本市では、生活排水処理施設として琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）、沖島特定環境保全公共下水道、2 地区の農業集落排水施設及び合併処理浄化槽があり、し尿処理施設として平成 18 年度から休止していた第 1 クリーンセンターを平成 25 年度中から再活用し、処理している。

なお、安土地域では、平成 27 年度末まで広域行政事務組合である八日市布引ライフ組合の衛生センター（東近江市柴原南町）でし尿等の処理を行っていたが、平成 28 年度より第 1 クリーンセンターでの処理に切り替えられた。

表 3-1-1 生活排水処理施設等の概要

| 施設区分 | 近江八幡市全域 |
|----------|------------------------------------|
| 公共下水道 | 琵琶湖流域下水道 湖南中部処理区 湖南中部浄化センター |
| | ----- 沖島特定環境保全公共下水道 沖島浄化センター |
| 農業集落排水施設 | 大中西部地区・佐波江地区 |
| 浄化槽 | 合併処理浄化槽（戸別、集中）・単独処理浄化槽 |
| し尿処理施設 | 市立第 1 クリーンセンター （琵琶湖流域下水道終末処理） |

第2節 生活排水処理施設の整備状況

1 下水道の整備状況

(1) 琵琶湖流域下水道事業（湖南中部処理区）の概要

湖南中部処理区は、9市2町（大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町）を対象に、表3-2-1に示す湖南中部浄化センターにおいて昭和57年4月から供用開始している。

本市では、近江八幡地域が昭和49年度に事業着手し、昭和61年4月1日から供用開始し、安土地域では昭和59年度に事業着手し、平成元年4月1日から供用開始している。

表3-2-1 湖南中部浄化センターの概要

| 項目 | | 内容 | | | | | 備考 | |
|-----------|-----------|--|---------------|--------------|---------------|---------------|-------------|-------|
| 位置 | | 草津市矢橋町字帰帆 2108 番地 | | | | | | |
| 処理場面積 | | 約 62.3 ha | | | | | | |
| 下水排除方法 | | 分流式 | | | | | | |
| 処理方式 | | 凝集剤添加循環式硝化脱窒法＋急速ろ過法 | | | | | 1-A, 2, 3 系 | |
| | | 凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法＋急速ろ過法 | | | | | 1-B, 4, 5 系 | |
| 処理水量（日最大） | | 全体計画 約 487,400m ³ /日 (R1 年度末現在 294,500m ³ /日) | | | | | | |
| 処理区域面積 | | 全体計画 約 28,429.9ha (R1 年度末現在 18,337.0ha) | | | | | | |
| 処理対象人口 | | 全体計画 約 795,400 人 (R1 年度末現在 742,765 人) | | | | | 観光人口を含まない | |
| 処理状況 | 区分 | BOD (mg/l) | COD (mg/l) | SS (mg/l) | T-N (mg/l) | T-P (mg/l) | | |
| | R1 年度流入水質 | 160 | 95.2 | 186 | 29.8 | 3.41 | | |
| | 放流水質 | 排水基準値 | 20 | 20 | 70 | 20 | 1 | 日間平均値 |
| | | 基準値 | 4.8 | 20 | 40 | ※5、10 | 0.25 | |
| | R1 年度実績 | 0.6 | 5.2 | N. D. | 5.1 | 0.06 | 年平均値 | |

資料：令和2年度 滋賀県の下水道事業

- ・排水基準値とは、水質汚濁防止法第3条等によって定められている基準値である。
- ・基準値とは、下水道法第8条によって定められる放流水の水質の技術上の基準値である。
- ・実績値は、上記の両処理方法を併用して処理した放流水質の平均値である。
- ・N. D. とは、「検出せず」のことで、定量限界未満をいう。
- ・（※）5mg/lは、凝集剤添加多段硝化脱窒法＋砂ろ過法の基準値、10mg/lは、凝集剤添加循環式硝化脱窒法＋砂ろ過法の基準値である。

(2) 沖島特定環境保全公共下水道事業の概要

沖島では、表 3-2-2 に示す特定環境保全公共下水道が整備されており、昭和 53 年度に事業着手し、昭和 57 年 7 月 15 日に処理水量 210m³/日で供用を開始している。

表 3-2-2 沖島浄化センター事業計画概要

| 項目 | 内 容 | | 備 考 |
|----------------------------|----------|-----------------------------------|-----------|
| | 全体計画 | 事業計画 | |
| 処理区域内面積 (ha) | 8.7 | 8.7 | |
| 処理対象人口 (人) | 330 | 330 | 観光人口を含まない |
| 処理水量 (m ³ /日最大) | 210 | 210 | 現有能力 210 |
| 排 除 方 式 | 分 流 式 | | |
| 中継ポンプ場(箇所) | 2 | 2 | |
| 処 理 場 | 位 置 | 近江八幡市沖島町 | |
| | 敷地面積 (a) | 30.2 | 30.2 |
| | 処 理 方 式 | 高度処理オキシデーションディッチ法 +凝集剤添加+急速ろ過法 | |

資料：令和元年度 沖島特定環境保全公共下水道事業計画変更書

(3) 公共下水道の整備状況

各地域における公共下水道の事業計画及び整備状況は、表 3-2-3 に示すとおりであり、令和 2 年度末現在の整備率は 60.4%となっている。

表 3-2-3 流域関連公共下水道の整備状況

| 区 分 | | 近江八幡市全域 | 備 考 |
|--------------------|----------------------------|----------|-------------|
| 全 体 計 画 | 計画目標年度 | 令和 17 年度 | |
| | 計画処理面積 (ha) | 2,529.0 | A |
| | 計画処理人口 (人) | 63,500 | |
| | 計画処理水量 (m ³ /日) | 26,950 | |
| 事 業 計 画 | 計画目標年度 | 令和 7 年度 | |
| | 計画処理面積 (ha) | 1,743.3 | |
| | 計画処理人口 (人) | 61,950 | |
| | 計画処理水量 (m ³ /日) | 26,296 | |
| 令和 2 年度末整備済面積 (ha) | | 1,534.5 | B |
| 整備率 (%) | | 60.4 | B / A × 100 |

資料：近江八幡市公共下水道事業計画変更説明書（令和 3 年 3 月）
令和 2 年度末整備済面積は、近江八幡市下水道普及調書より

近江八幡市公共下水道事業計画図

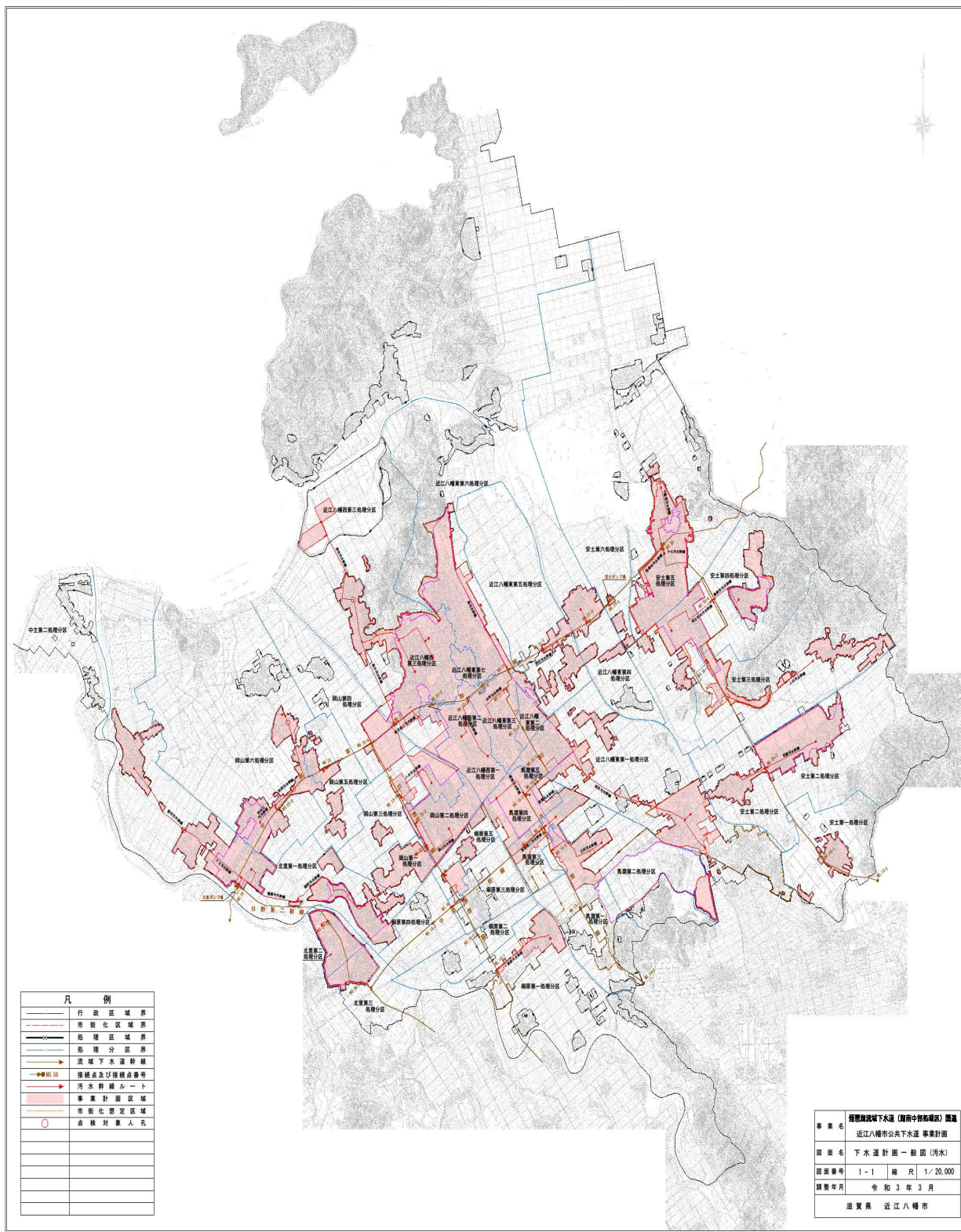


図 3-2-1 下水道計画図

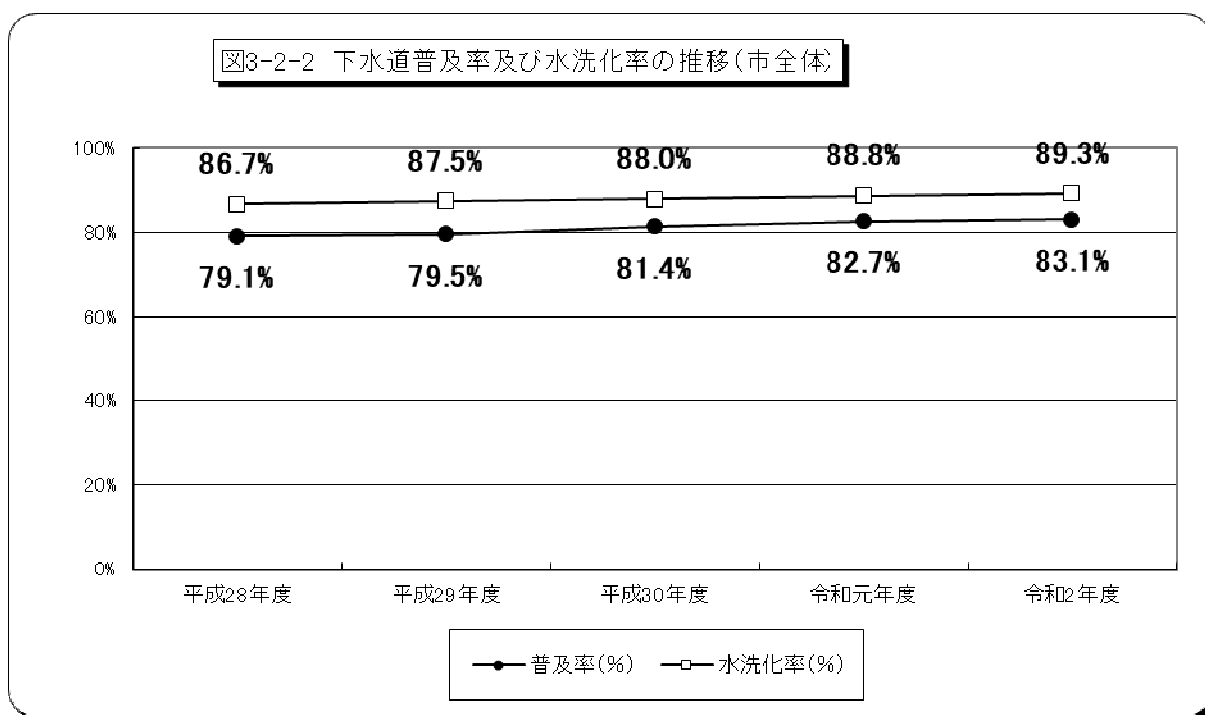
また、過去5年間における処理人口の実績は、表3-2-4及び図3-2-2に示すとおりであり、令和2年度末現在の普及率は83.1%、水洗化率は89.3%となっている。

表3-2-4 下水道処理人口の実績

| 区分\年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 備 考 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 行政区域内人口(人) | 82,086 | 82,116 | 82,063 | 82,018 | 82,213 | A |
| 処理区域内人口(人) | 64,965 | 65,313 | 66,797 | 67,838 | 68,311 | B |
| 普及率(%) | 79.1% | 79.5% | 81.4% | 82.7% | 83.1% | B/A |
| 水洗化人口(人) | 56,326 | 57,159 | 58,777 | 60,207 | 61,011 | C |
| 水洗化率(%) | 86.7% | 87.5% | 88.0% | 88.8% | 89.3% | C/B |

※行政区域人口には外国人登録を含む

資料:近江八幡市 下水道普及調査



2 合併処理浄化槽の整備状況

(1) 浄化槽設置整備事業

生活排水対策として、「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」第11条で規定される区域において、特段の事情がない限り合併処理浄化槽の設置を義務付けている。

また、「第2期琵琶湖保全再生施策に関する計画」において、浄化槽について、法定検査受検率の向上等による適正な維持管理および改築を推進するとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進している。そして、「第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」において、持続可能な汚水処理システムの構築に向けた計画的な整備を促進することとして、下水道や農業集落排水施設と並び、浄化槽の設置整備についても下水道整備区域外の対策として位置付けており、市町に対する財政上の措置として「滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金要綱」で規定される「浄化槽設置整備事業」を実施している。

同要綱中の浄化槽設置整備事業の概要を表3-2-5に示すとともに、本市における浄化槽設置整備事業の過去5年間における補助実績は、表3-2-6に示すとおりである。

表 3-2-5 浄化槽設置整備事業の概要

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項または同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域および農業集落排水事業実施採択決定区域その他知事が認める生活排水処理施設事業実施採択決定区域(以下「下水道事業等計画区域」という。)以外の地域ならびに下水道または農業集落排水施設その他知事が認める生活排水処理施設の整備が当分の間見込まれない下水道事業等計画区域(下水道事業等計画区域にあたっては、7年以上整備が見込まれない地域。)において浄化槽の設置推進を図る事業とし、浄化槽の設置事業、単独処理浄化槽の撤去事業及び面的整備地域の事業に区分して実施。

表 3-2-6 浄化槽設置整備事業による補助実績

単位：基

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 5人槽 | 22 | 21 | 20 | 13 | 14 |
| 7人槽 | 26 | 19 | 17 | 10 | 4 |
| 10人槽 | 3 | 2 | 2 | 0 | 3 |
| 計 | 51 | 42 | 39 | 23 | 21 |

また、生活排水処理の適正化を図るため、当面の間公共下水道が整備されない地域において合併処理浄化槽の面的整備事業を推進しており、面的整備事業による整備基数は令和2年度末現在で1,102基に達している。

(2) 合併処理浄化槽人口の実績

過去5年間における合併処理浄化槽人口の実績は、表3-2-7に示すとおりである。

表3-2-7 合併処理浄化槽人口の実績

| 単位:人 | | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 合併処理浄化槽人口 | 19,631 | 18,970 | 17,432 | 16,400 | 15,900 |

3 農業集落排水事業の概要

表3-2-8に示す2地区において農業集落排水事業（いずれも旧近江八幡市域）が実施されており、過去5年間における処理人口の実績は、表3-2-9に示すとおりである。

表3-2-8 農業集落排水事業の実施状況

| 処理区名 | 計画区域 | 計画人口 | 平均処理水量 (m ³ /日) | 処理方法 | 供用開始 |
|------|--------|------|-------------------------------|--------------------|-----------|
| 大中西部 | 11.0ha | 330人 | 89.1 | 嫌気性ろ床および 接触曝気法 | 平成5年11月1日 |
| 佐波江 | 15.4ha | 510人 | 138.0 | 塩化第二鉄液注入 間欠曝気方式 | 平成11年4月1日 |

資料：近江八幡市

表3-2-9 農業集落排水処理人口の実績

| 単位:人 | | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 備考 |
| 区域内人口 | 649 | 642 | 626 | 625 | 626 | A:2地区計 |
| 接続人口 | 616 | 609 | 597 | 599 | 586 | B:2地区計 |
| 水洗化率 | 94.9% | 94.9% | 95.4% | 95.8% | 93.6% | B/A |

資料：近江八幡市

第3節 生活排水処理の実績

1 生活排水処理形態別人口の実績

本市における生活排水処理形態別人口の実績を表3-3-1及び図3-3-1に示す。

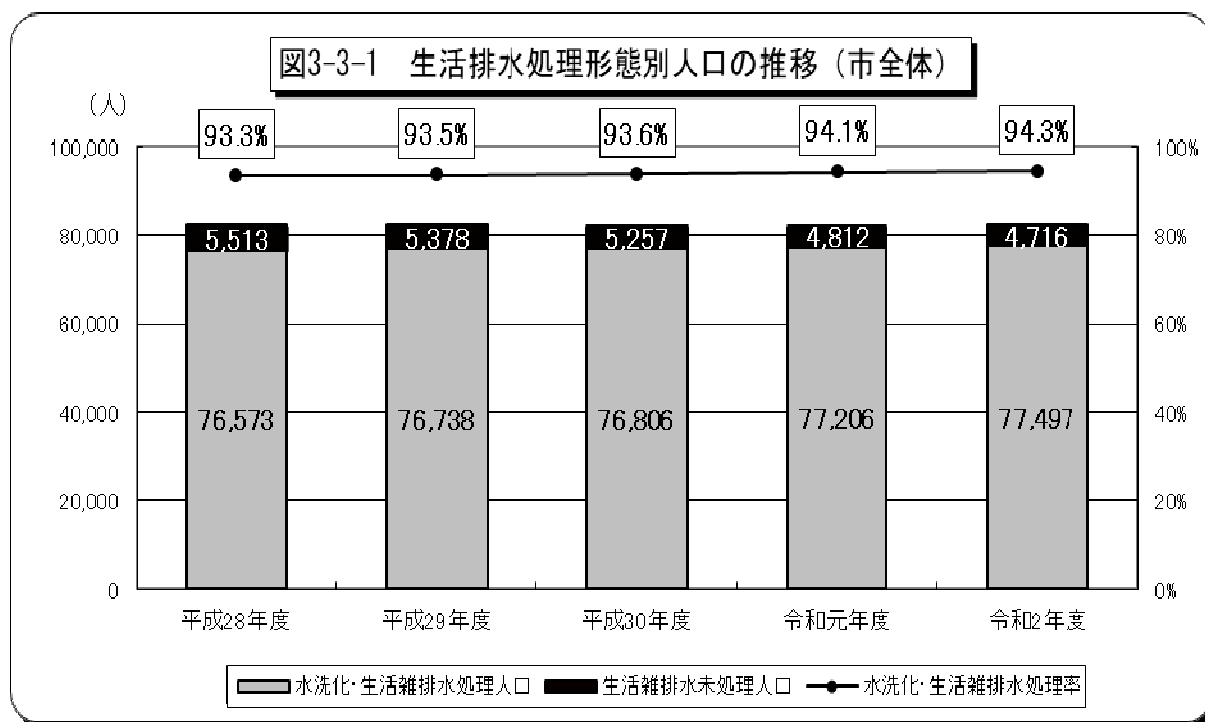
令和2年度末現在で、計画処理区域内人口82,213人のうち77,497人については、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による生活排水の適正処理がなされており、水洗化・生活雑排水処理率（以下「生活排水処理率」という。）は94.3%となっている。

表3-3-1 生活排水処理形態別人口の実績

単位：人

| 区分\年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①計画処理区域内人口(②+③) | 82,086 | 82,116 | 82,063 | 82,018 | 82,213 |
| ②水洗化・生活雑排水処理人口 | 76,573 | 76,738 | 76,806 | 77,206 | 77,497 |
| 水洗化・生活雑排水処理率 | 93.3% | 93.5% | 93.6% | 94.1% | 94.3% |
| (1)合併処理浄化槽 | 19,631 | 18,970 | 17,432 | 16,400 | 15,900 |
| (2)下水道 | 56,326 | 57,159 | 58,777 | 60,207 | 61,011 |
| (3)農業集落排水施設 | 616 | 609 | 597 | 599 | 586 |
| ③生活雑排水未処理人口(④+⑤) | 5,513 | 5,378 | 5,257 | 4,812 | 4,716 |
| ④水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽) | 1,689 | 1,585 | 1,575 | 1,401 | 1,317 |
| ⑤非水洗化人口 (し尿収集) | 3,824 | 3,793 | 3,682 | 3,411 | 3,399 |

注) 水洗化・生活雑排水処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口



2 生活排水による汚濁負荷量

本市における生活排水による汚濁負荷量を、表 3-3-2 に示す汚濁負荷量原単位と生活排水処理形態別人口の実績を基に算出する。なお、汚濁負荷量原単位は、し尿と雑排水に分け、各処理施設の除去率を考慮して設定した。

生活排水による汚濁負荷量は、表 3-3-3、図 3-3-2 に示したとおり、BOD の汚濁負荷量は、過去 4 年間で 433.3kg/日から 393.0kg/日まで 9.3%減少している。

これは、汚濁負荷の高い汲み取り人口の減少と、コミュニティプラント（集中合併処理浄化槽）地域において計画的な下水道接続が実施されたことにより、汚濁負荷原単位の低い下水道人口が増加したことが最も大きな要因としてあげられる。

表 3-3-2 生活排水の汚濁負荷量原単位

| 区 分 | | 流域 下水道 | 単独下水道 (沖島) | 農業集落排水 | 合併処理 浄化槽 | 単独処理 浄化槽 | 汲み取り | 自家処理 | 備 考 | |
|-----|----------------|-----------|---------------|--------|-------------|-------------|-------|-------|-------|-----------|
| BOD | 発生量 (g/人・日) | し尿 | 18 | 18 | 18 | 18 | 0 | 0 | A | |
| | | 雑排水 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | B | |
| | 処理施設 の除去率 | し尿 | 97.2% | 91.0% | 95.0% | 90.0% | 55.0% | | C | |
| | | 雑排水 | 97.2% | 91.0% | 95.0% | 90.0% | 0.0% | 0.0% | D | |
| | 排出量 (g/人・日) | し尿 | 0.50 | 1.62 | 0.90 | 1.80 | 8.10 | 0.00 | 0.00 | E=A×(1-C) |
| | | 雑排水 | 1.12 | 3.60 | 2.00 | 4.00 | 40.00 | 40.00 | 40.00 | F=B×(1-D) |
| 計 | | 1.62 | 5.22 | 2.90 | 5.80 | 48.10 | 40.00 | 40.00 | G=E+F | |
| COD | 発生量 (g/人・日) | し尿 | 10 | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 | A | |
| | | 雑排水 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | B | |
| | 処理施設 の除去率 | し尿 | 90.0% | 89.0% | 85.0% | 75.0% | 40.0% | | C | |
| | | 雑排水 | 90.0% | 89.0% | 85.0% | 75.0% | 0.0% | 0.0% | D | |
| | 排出量 (g/人・日) | し尿 | 1.00 | 1.10 | 1.50 | 2.50 | 6.00 | 0.00 | 0.00 | E=A×(1-C) |
| | | 雑排水 | 1.80 | 1.98 | 2.70 | 4.50 | 18.00 | 18.00 | 18.00 | F=B×(1-D) |
| 計 | | 2.80 | 3.08 | 4.20 | 7.00 | 24.00 | 18.00 | 18.00 | G=E+F | |
| T-N | 発生量 (g/人・日) | し尿 | 9 | 9 | 9 | 9 | 0 | 0 | A | |
| | | 雑排水 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | B | |
| | 処理施設 の除去率 | し尿 | 66.7% | 57.0% | 76.7% | 50.0% | 20.0% | | C | |
| | | 雑排水 | 66.7% | 57.0% | 76.7% | 50.0% | 0.0% | 0.0% | D | |
| | 排出量 (g/人・日) | し尿 | 3.00 | 3.87 | 2.10 | 4.50 | 7.20 | 0.00 | 0.00 | E=A×(1-C) |
| | | 雑排水 | 1.33 | 1.72 | 0.93 | 2.00 | 4.00 | 4.00 | 4.00 | F=B×(1-D) |
| 計 | | 4.33 | 5.59 | 3.03 | 6.50 | 11.20 | 4.00 | 4.00 | G=E+F | |
| T-P | 発生量 (g/人・日) | し尿 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 0.0 | 0.0 | A | |
| | | 雑排水 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | B | |
| | 処理施設 の除去率 | し尿 | 84.8% | 75.0% | 80.0% | 40.0% | 10.0% | | C | |
| | | 雑排水 | 84.8% | 75.0% | 80.0% | 40.0% | 0.0% | 0.0% | D | |
| | 排出量 (g/人・日) | し尿 | 0.14 | 0.23 | 0.18 | 0.54 | 0.81 | 0.00 | 0.00 | E=A×(1-C) |
| | | 雑排水 | 0.08 | 0.13 | 0.10 | 0.30 | 0.50 | 0.50 | 0.50 | F=B×(1-D) |
| 計 | | 0.22 | 0.36 | 0.28 | 0.84 | 1.31 | 0.50 | 0.50 | G=E+F | |

注) 発生量(g/人・日):「流域別下水道整備総合計画調査指針」より設定

処理施設の除去率設定根拠

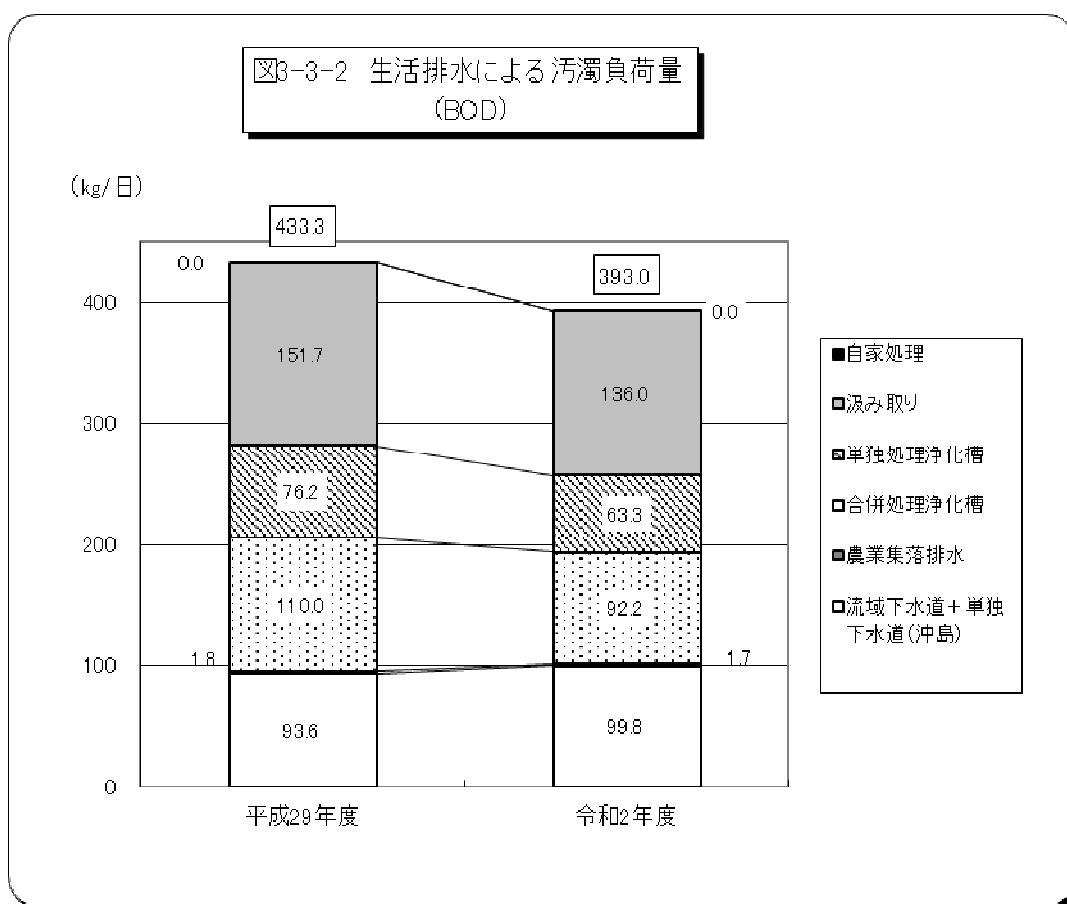
流域下水道: 湖南中部浄化センターの目標値より設定(表3-2-1参照)、単独下水道(沖島): 計画値より設定

農業集落排水: 佐波江地区の目標値より設定、浄化槽: 浄化槽新構造基準より設定

表 3-3-3 生活排水による汚濁負荷量の現状

| | | 市外排出 | | 市内排出 | | | | | | 合計 |
|------|---------------|-----------|---------------|------------|-------------|-------------|-------|-------|--------|--------|
| | | 流域 下水道 | 単独下水道 (沖島) | 農業 集落排水 | 合併処理 浄化槽 | 単独処理 浄化槽 | 汲み取り | 自家処理 | 小計 | |
| 処理人口 | H29 | 56,881 | 278 | 609 | 18,970 | 1,585 | 3,793 | 0 | 25,235 | 82,116 |
| | R2 | 60,744 | 267 | 586 | 15,900 | 1,317 | 3,399 | 0 | 21,469 | 82,213 |
| BOD | 排出原単位 (g/人・日) | 1.62 | 5.22 | 2.90 | 5.80 | 48.10 | 40.00 | 40.00 | | |
| | 汚濁負荷量 (kg/日) | | | | | | | | | |
| | H29 | 92.1 | 1.5 | 1.8 | 110.0 | 76.2 | 151.7 | 0.0 | 341.2 | 433.3 |
| | R2 | 98.4 | 1.4 | 1.7 | 92.2 | 63.3 | 136.0 | 0.0 | 294.6 | 393.0 |
| COD | 排出原単位 (g/人・日) | 2.80 | 3.08 | 4.20 | 7.00 | 24.00 | 18.00 | 18.00 | | |
| | 汚濁負荷量 (kg/日) | | | | | | | | | |
| | H29 | 159.3 | 0.9 | 2.6 | 132.8 | 38.0 | 68.3 | 0.0 | 242.6 | 401.9 |
| | R2 | 170.1 | 0.8 | 2.5 | 111.3 | 31.6 | 61.2 | 0.0 | 207.4 | 377.5 |
| T-N | 排出原単位 (g/人・日) | 4.33 | 5.59 | 3.03 | 6.50 | 11.20 | 4.00 | 4.00 | | |
| | 汚濁負荷量 (kg/日) | | | | | | | | | |
| | H29 | 246.3 | 1.6 | 1.8 | 123.3 | 17.8 | 15.2 | 0.0 | 159.7 | 406.0 |
| | R2 | 263.0 | 1.5 | 1.8 | 103.4 | 14.8 | 13.6 | 0.0 | 135.1 | 398.1 |
| T-P | 排出原単位 (g/人・日) | 0.22 | 0.36 | 0.28 | 0.84 | 1.31 | 0.50 | 0.50 | | |
| | 汚濁負荷量 (kg/日) | | | | | | | | | |
| | H29 | 12.5 | 0.1 | 0.2 | 15.9 | 2.1 | 1.9 | 0.0 | 20.2 | 32.7 |
| | R2 | 13.4 | 0.1 | 0.2 | 13.4 | 1.7 | 1.7 | 0.0 | 17.1 | 30.5 |

注1) 市外排出とは、流域下水道により市外(草津市所在の処理場)へ排出されること。よって、市内河川に対して汚濁負荷はない。



第4節 し尿・浄化槽汚泥処理の状況

1 収集・運搬の状況

本市におけるし尿と浄化槽汚泥の収集等は、近江八幡地域においてはし尿、浄化槽汚泥とも委託業者が、また、安土地域においてはし尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者がそれぞれ行っている。

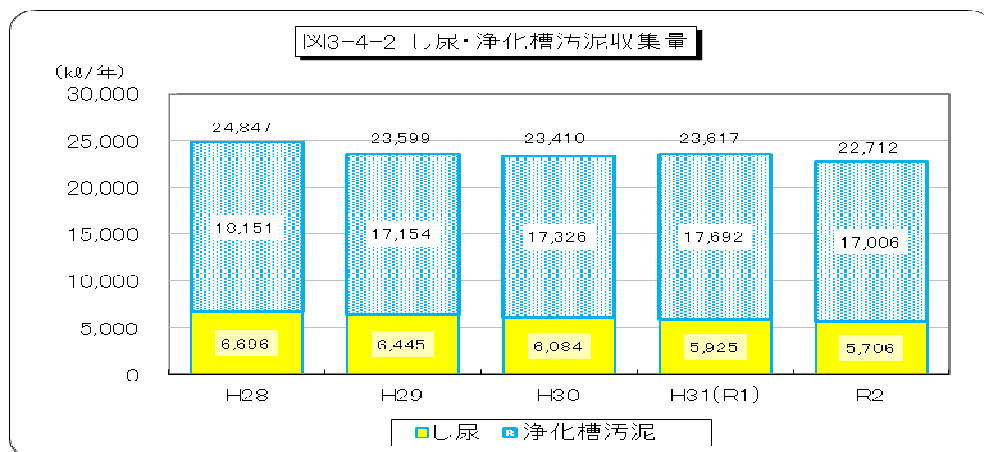
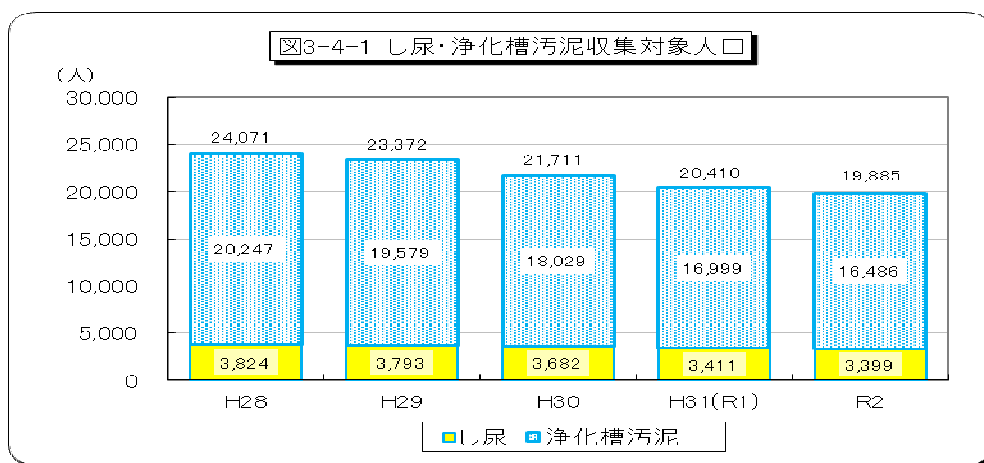
過去5年間におけるし尿・浄化槽汚泥の収集対象人口及び収集量は、表3-4-1及び図3-4-1～2に示すとおりである。

表 3-4-1 収集量の実績

| 区分\年度 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収集人口 (人) | し尿 | 3,824 | 3,793 | 3,682 | 3,411 | 3,399 |
| | 浄化槽 | 20,247 | 19,579 | 18,029 | 16,999 | 16,486 |
| 年間収集量 (kℓ/年) | し尿 | 6,696 | 6,445 | 6,084 | 5,925 | 5,706 |
| | 浄化槽汚泥 | 18,151 | 17,154 | 17,326 | 17,692 | 17,006 |
| | 計 | 24,847 | 23,599 | 23,410 | 23,617 | 22,712 |
| 原単位 (ℓ/人・日) | し尿 | 4.80 | 4.66 | 4.53 | 4.76 | 4.60 |
| | 浄化槽汚泥 | 2.46 | 2.40 | 2.63 | 2.85 | 2.83 |

注) 浄化槽人口及び浄化槽汚泥量には、農業集落排水の処理人口及び汚泥量を含む。

原単位(ℓ/人・日) : 収集量(kℓ) × 1,000 ÷ 収集人口(人) ÷ 365日



2 処理・処分の状況

本市のうち旧近江八幡地域では、表 3-4-2 に示す第1クリーンセンターにおいて供用開始から平成17年度まで処理し、平成18年度からは八日市布引ライフ組合に処理を委託していたが、平成25年10月から再び第1クリーンセンターでし尿等の処理を開始した。

また、旧安土地域は平成28年3月末まで八日市布引ライフ組合の衛生センターで処理していたが、同組合からの脱退に伴い、同年4月から第1クリーンセンターに搬入され、処理を行っている。

表 3-4-2 し尿処理施設の概要

| 設置主体 | 近江八幡市 | (参考)八日市布引ライフ組合 |
|------|--|---|
| 施設名称 | 第1クリーンセンター | 衛生センター |
| 所在地 | 近江八幡市津田町18-1 | 東近江市柴原南町1590 |
| 施工年月 | 昭和54年3月 | 平成8年3月 |
| 敷地面積 | 24,004m ² | 23,240m ² |
| 処理能力 | 100kℓ/日 | 255kℓ/日 (し尿204kℓ/日、浄化槽汚泥51kℓ/日) |
| 処理方式 | 生物学的脱窒処理(回分式処理) | 標準脱窒素処理+高度処理 (凝集沈殿+オゾン+砂ろ過+活性炭吸着) |
| 汚泥処理 | 脱水+場外搬出・埋立(委託) | 脱水+乾燥+焼却 |
| 脱臭処理 | (回分槽で処理) | 酸洗浄+アルカリ洗浄+活性炭吸着 |
| 放流水質 | BOD:600mg/ℓ未満 T-N:60mg/ℓ未満 COD:600mg/ℓ未満 T-P:10mg/ℓ未満 SS :600mg/ℓ未満 PH:5を超え9未満 (県流域下水道投入基準) | BOD:10mg/ℓ未満 T-N:5mg/ℓ未満 COD:10mg/ℓ未満 T-P:0.5mg/ℓ未満 SS : 5mg/ℓ未満 色度:20度以下 (県流域下水道投入基準) |

3 し尿処理施設排水の汚濁負荷量

し尿処理施設の標準的な処理工程によると、処理水は通常、公共用水域へ放流されることから、し尿処理量と放流水質分析結果により施設から排出される処理水の汚濁負荷量が算出されるが、本市処理施設においては、処理水は下水道へ投入されていることから、し尿処理施設から排出される処理水の汚濁負荷量は発生量として扱い、流域下水道処理施設による除去率をさらに乗じて汚濁負荷排出量を算出することとなる。

ここで、平成 29 年度のし尿処理量実績、下水道への投入量実績及び投入水質分析結果、並びに流域下水道処理施設による除去率から、1 日あたりにし尿処理施設から排出される処理水の最終的な汚濁負荷排出量を算出すると、表 3-4-3 のとおりとなる。

処理水は、公共用水域への直接放流ではなく、下水道投入基準以下となるよう希釈したうえで下水道に投入され、終末の下水処理場で処理されていることから、汚濁負荷量は低レベルとなった。

表 3-4-3 し尿処理施設排水による排出汚濁負荷量

| 区分 \ 年度 | | 令和2年度 | 備考 |
|------------------|------------|--------|-----------------------|
| 年間処理量 | (kℓ/年) | 22,712 | ① |
| 日平均処理量 | (kℓ/日) | 62.2 | ②=①/365日 |
| 日平均投入量 | (kℓ/日) | 251.1 | ③R2下水道投入量実績値より |
| 排出 原単位 | BOD (mg/ℓ) | 7.0 | ④R2下水道投入水質分析結果より |
| | COD (mg/ℓ) | 20.0 | ⑤R2下水道投入水質分析結果より |
| | T-N (mg/ℓ) | 14.8 | ⑥R2下水道投入水質分析結果より |
| | T-P (mg/ℓ) | 2.7 | ⑦R2下水道投入水質分析結果より |
| 汚濁 負荷 発生量 | BOD (kg/日) | 1.8 | ⑧=③×④/10 ³ |
| | COD (kg/日) | 5.0 | ⑨=③×⑤/10 ³ |
| | T-N (kg/日) | 3.7 | ⑩=③×⑥/10 ³ |
| | T-P (kg/日) | 0.7 | ⑪=③×⑦/10 ³ |
| 流域 下水道 除去率 | BOD (%) | 97.2 | ⑫表3-3-3より |
| | COD (%) | 90.0 | ⑬表3-3-3より |
| | T-Nt (%) | 66.7 | ⑭表3-3-3より |
| | T-P (%) | 84.8 | ⑮表3-3-3より |
| 汚濁 負荷 排出量 | BOD (kg/日) | 0.05 | ⑯=⑧×(1-⑫/100) |
| | COD (kg/日) | 0.50 | ⑰=⑨×(1-⑬/100) |
| | T-N (kg/日) | 1.23 | ⑱=⑩×(1-⑭/100) |
| | T-P (kg/日) | 0.11 | ⑲=⑪×(1-⑮/100) |

第5節 生活排水処理行政の動向

1 国及び県の動向

(1) 国の動向

国が進める生活排水処理施設整備にかかる事業制度は、表 3-5-1 に示すとおりである。

表 3-5-1 生活排水処理施設整備に係る事業制度

| 所管 | 分類 | 事業主体 | 計画人口 | 施設概要等 |
|-----------------|-----------------|--|---|--|
| 環境省 | コミュニティ・プラント | 市町村 | 101人以上 30,000人以下 | 管路によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設をいい、管路施設、汚水処理設備及び脱臭設備等の附属設備から構成される。 |
| | 浄化槽 | 市町村 (個人設置型) 浄化槽設置 整備事業 ※交付金事業以外の 個人設置型を含む | 戸別 (制限無し) | 前述のコミュニティプラントと同様、し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設を指すが、当該施設については受益者である各戸毎に設置される。 |
| | | 市町村 (市町村設置型) 浄化槽市町村 整備推進事業 | 20戸以上 | 前述の浄化槽設置整備事業が個人設置であるのに対し、本事業は市町村が設置主体となって浄化槽の計画的な整備を行う。 |
| 総務省 (地方単独事業) | 小規模集合 排水処理施設 | 市町村 | 10戸以上 20戸未満 | 市町村が汚水等を集散的に処理する小規模な処理施設の整備を行う。 |
| | 個別排水 処理施設 | 市町村 | 単年度当たり20 戸未満(水源法地 域は10戸以上20 戸未満) | 既述の「浄化槽市町村整備推進事業」と同様、個別合併処理浄化槽の整備を行うものであるが、事業規模が要件を満たさない場合などに適用可能。 |
| 農林水産省 | 農業集落 排水施設 | 市町村 他 | 20戸以上 1,000人程度以下 | 農業集落において、管路によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設(管路、汚水処理施設他) |
| | 簡易排水 施設 | 市町村 他 | 10戸以上 20戸未満 | 農業集落において、管路によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する小規模な施設(合併浄化槽及び管路) |
| 水産庁 | 漁業集落 排水施設 | 市町村 | 100人以上 5,000人以下 | 漁業集落が対象であり、整備対象施設は農業集落排水と同じ。 |
| 林野庁 | 林業集落 排水施設 | 市町村 | 20人以上 1,000人程度以下 | 山村地域における生活環境基盤整備を行うものであり、整備対象施設は先述の農業集落排水施設整備等と同じ。 |
| 国土交通省 | 公共下水道 | 市町村 (過疎代行制度は県) | 制限無し | 主として市街地等で発生する汚水を集める管渠やそれを補完するポンプ施設等を整備し、流域下水道に接続するか、市町村が終末処理場を整備し運転するもの。 |
| | 特定環境保全 公共下水道 | 市町村 (過疎代行制度は県) | 概ね 1,000人以上 10,000人以下 | 前述の地域以外(自然保護地域や農山漁村地域等)が対象であり、整備対象施設は公共下水道と同じ。 |

※令和3年度現在の制度であり、制度の内容が変更になる場合があります。

○「循環型社会形成推進交付金（3R推進交付金）」（環境省）

・経緯

国と地方の三位一体改革の実現に向けた補助金改革の一環として、従来の生活環境保全や公衆衛生の向上を目的とした「廃棄物処理施設整備費補助金」をより柔軟かつ地域の実情に沿った施設整備が可能となるよう制度を見直し、地域から循環型社会を形成していくことを目的に、平成17年度に創設された。

・目的

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、事業を行う市町村の自主性と創意工夫を活かし、広域的かつ総合的に施設整備を推進することにより循環型社会の形成を図るもの。

・交付対象

市町村（人口5万人以上又は面積400km²以上）の計画対象地域を構成する場合

・交付対象範囲（対象施設）

①マテリアルリサイクル推進施設、②エネルギー回収型廃棄物処理施設等、③有機性廃棄物リサイクル推進施設、④最終処分場、⑤最終処分場再生事業、⑥廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業、⑦漂流・漂着ごみ処理施設、⑧コミュニティプラント、⑨浄化槽設置整備事業・浄化槽市町村整備推進事業、⑩廃棄物処理施設基幹的設備改良、⑪可燃性廃棄物直接埋立施設、⑫焼却移設

・交付対象金額

算定対象事業費の1/3に相当する金額を市町村に交付
 （ただし、交付率1/2の環境配慮型等交付メニューあり）

（2）県の動向

滋賀県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の汚水処理施設の効率的な整備と適正かつ効率的な運営管理を実施していくため、平成10年6月に当初計画として「滋賀県汚水処理施設整備構想」を策定し、平成23年3月に第1回見直しを行い（構想2010）、平成29年3月に第2回見直しを行い、現行の「構想2016」を策定した。表3-5-2に滋賀県汚水処理施設整備構想2016で示されている公共下水道（流域下水道関連、単独下水道）、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等による汚水処理人口普及率の目標値を示す。

表 3-5-2 汚水処理人口普及率の目標値（%）

| | 平成32年度 (令和2年度) | 平成37年度 (令和7年度) | 平成57年度 (令和27年度) |
|-------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 滋賀県 | 99.3 | 99.8 | 100.0 |
| 近江八幡市 | 98.7 | 99.7 | 100.0 |

2 近隣市町の動向

本市に隣接する東近江市、日野町及び竜王町は、八日市布引ライフ組合として、し尿の広域処理を行っている。

東近江市、日野町及び竜王町では、本市と同様に琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）による公共下水道整備を進めるとともに、農業集落排水施設や合併処理浄化槽による生活排水処理を行っており、令和元年度末現在の処理状況は、表 3-5-3 に示すとおりである。

表 3-5-3 近隣市町の生活排水処理状況（令和元年度実績）

| 区分\市町 | | 東近江市 | 日野町 | 竜王町 | 備 考 | |
|----------------|------------|---------|---------|--------|---------------|---------------|
| 生活排水処理形態別人口（人） | 行政区域内人口 | 114,005 | 21,422 | 11,888 | ①年度末現在、住基台帳人口 | |
| | 下水道 | 処理区域内人口 | 89,718 | 16,621 | 10,158 | ② |
| | | 普及率 | 78.7% | 77.6% | 85.4% | ②÷① |
| | | 水洗化人口 | 79,077 | 13,931 | 9,290 | ③ |
| | | 水洗化率 | 88.1% | 83.8% | 91.5% | ③÷② |
| | 農業集落排水 | 処理区域内人口 | 21,914 | 4,385 | 758 | ④ |
| | | 普及率 | 19.2% | 20.5% | 6.4% | ④÷① |
| | | 水洗化人口 | 21,768 | 4,311 | 758 | ⑤ |
| | | 水洗化率 | 99.3% | 98.3% | 100.0% | ⑤÷④ |
| | 合併処理浄化槽 | 処理区域内人口 | 876 | 231 | 909 | ⑥下水・農集処理区域外人口 |
| | | 実処理人口 | 5,387 | 1,461 | 1,210 | ⑦ |
| | 汚水処理施設整備人口 | | 112,508 | 21,237 | 11,825 | ⑧=②+④+⑥ |
| | 普及率 | | 98.7% | 99.1% | 99.5% | ⑧÷① |
| | 生活排水処理人口 | | 106,232 | 19,703 | 11,258 | ⑨=③+⑤+⑦ |
| 生活排水処理率 | | 93.2% | 92.0% | 94.7% | ⑨÷① | |
| 非水洗化+単独処理浄化槽人口 | | 7,773 | 1,719 | 630 | ①-⑨ | |
| し尿等収集量（kℓ/年） | し 尿 | 4,739 | 1,590 | 620 | | |
| | 浄化槽汚泥 | 16,186 | 2,134 | 3,927 | | |
| | 合 計 | 20,925 | 3,724 | 4,547 | | |

注) 生活排水処理形態別人口は、滋賀県資料より

令和2年3月31日時点

し尿等収集量は、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）より

第6節 生活排水処理の評価及び課題

1 生活排水処理の評価

(1) 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率とは、下水道、農業集落排水施設、戸別合併処理浄化槽及び集中合併処理浄化槽（コミュニティ・プラント）の各汚水処理人口（処理区域内人口）の普及状況を表した指標で、農林水産省、国土交通省及び環境省の合意により毎年公表されている。

本市の過去5年間における汚水処理人口等の実績を表3-6-2に示す。

令和2年度における本市の公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による汚水処理人口普及率は、表3-6-1に示すように99.5%となっており、滋賀県平均99.0%、及び全国平均92.1%を上回っている。

(2) 生活排水処理率

令和2年度における生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理率）は94.3%となっており、滋賀県平均93.2%を上回っている。

(3) 下水道普及率等

令和2年度における下水道普及率は、83.1%となっており、全国平均79.7%を上回っているものの、滋賀県平均91.6%を下回っている。

また、下水道の水洗化率は、89.3%となっており、滋賀県平均94.6%を下回っている。

表3-6-1 生活排水処理の評価（令和2年度末実績）

| 区 分 | 近江八幡市 （令和2年度） | 滋賀県平均 （令和2年度） | 全国平均 （令和2年度） |
|-----------|------------------|------------------|-----------------|
| 汚水処理人口普及率 | 99.5% | 99.0% | 92.1% |
| 生活排水処理率 | 94.3% | 93.2% | — |
| 下水道普及率 | 83.1% | 91.6% | 79.7% |
| 水洗化率 | 89.3% | 94.6% | — |

資料：滋賀県平均は県下水道課資料、全国平均は国土交通省資料

表 3-6-2 汚水処理人口及び生活排水処理人口の実績

表3-6-2 汚水処理人口及び生活排水処理人口の実績

| 区分\年度 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 備考1 |
|-------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 行政区域内人口 | | 82,086 | 82,116 | 82,063 | 82,018 | 82,213 | ① |
| 下水道 | 処理区域内人口 | 64,965 | 65,313 | 66,797 | 67,838 | 68,311 | ② |
| | 普及率 | 79.1% | 79.5% | 81.4% | 82.7% | 83.1% | ②÷① |
| | 水洗化人口 | 56,326 | 57,159 | 58,777 | 60,207 | 61,011 | ③ |
| | 水洗化率 | 86.7% | 87.5% | 88.0% | 88.8% | 89.3% | ③÷② |
| 農業集落排水 | 処理区域内人口 | 649 | 642 | 626 | 625 | 614 | ④ |
| | 普及率 | 0.8% | 0.8% | 0.8% | 0.8% | 0.7% | ④÷① |
| | 水洗化人口 | 616 | 609 | 597 | 599 | 586 | ⑤ |
| | 水洗化率 | 94.9% | 94.9% | 95.4% | 95.8% | 95.4% | ⑤÷④ |
| 合併処理 浄化槽 | 処理区域内人口 | 16,015 | 15,710 | 14,225 | 13,300 | 12,900 | ⑥: 下水・農排処理区域外 |
| | 実処理人口 | 19,631 | 18,970 | 17,432 | 16,400 | 15,900 | ⑦ |
| 汚水処理人口 | | 81,629 | 81,665 | 81,648 | 81,763 | 81,825 | ⑧=②+④+⑥ |
| 普及率 | | 99.4% | 99.5% | 99.5% | 99.7% | 99.5% | ⑧÷① |
| 生活排水処理人口 | | 76,573 | 76,738 | 76,806 | 77,206 | 77,497 | ⑨=③+⑤+⑦ |
| 生活排水処理率 | | 93.3% | 93.5% | 93.6% | 94.1% | 94.3% | ⑨÷① |

2 現行の一般廃棄物（生活排水）処理基本計画における目標の達成状況

現行の一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（平成26年3月）で定めた目標値（中間年度・生活排水処理率）について、令和元年度実績値と比較したものを表3-6-3に示す。

現行計画の中間目標年度（平成31年度（令和元年度））における生活排水処理率目標値93.6%に対し、令和元年度末での実績値は94.1%となっており、僅かに目標値を上回る結果となった。

表3-6-3 目標値（中間年度）の達成状況

単位：人

| 区分\年度 | 実績値 令和元年度 | 中間目標年度 令和元年度 | 備考 |
|--------------------------------|--------------|-----------------|---------|
| 1. 計画処理区域内人口 | 82,018 | 80,652 | A |
| 2. 水洗化・生活雑排水処理人口 | 77,206 | 75,487 | B=C+D+E |
| 水洗化・生活雑排水処理率 | 94.1% | 93.6% | B÷A |
| (1)合併処理浄化槽 | 16,400 | 18,967 | C |
| (2)下水道 | 60,207 | 55,892 | D |
| (3)農業集落排水施設 | 599 | 628 | E |
| 3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽) | 1,401 | 1,363 | |
| 4. 非水洗化人口 | 3,411 | 3,802 | |
| (1)し尿収集人口 | 3,411 | 3,802 | |
| (2)自家処理人口 | 0 | 0 | |
| 5. 計画処理区域外人口 | 0 | 0 | |

3 現状の課題

(1) 生活排水処理に関する課題

本節「1 生活排水処理の評価」(37頁)で記述したとおり、汚水処理人口普及率は全国平均や県平均を上回り、生活排水処理率は県平均を上回っている。

しかし、下水道普及率は全国平均を上回っているものの県平均を下回り、また、下水道水洗化率は県平均を下回っている。

下水道普及率に関しては、地理的条件等を加味して施策として下水道整備区域と浄化槽整備区域の区分けを行った結果が表れているものであり、普及率の向上は望める状況ではないと考えられる。

このため、水洗化率向上に向けて公共下水道整備区域内において速やかな接続を促進する必要がある。また、公共下水道や農業集落排水処理区域外においては、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があるが、対象の住宅において浄化槽設置に必要なスペースの確保が課題となる。

(2) し尿・浄化槽汚泥処理に関する課題

① 排出量に応じた収集・処理体制の整備

生活排水処理施設の整備により、し尿・浄化槽汚泥の排出量は年々減少しているが、浄化槽汚泥の比率は年々高くなる傾向にある。

今後も、下水道の整備によりし尿・浄化槽汚泥の排出量は減少するとともに、浄化槽汚泥の比率が高くなることが予想されるため、し尿・浄化槽汚泥の排出量に応じた適正な収集・処理体制を確保する必要がある。

② 施設整備の検討

昭和54年3月竣工の第1クリーンセンター(処理能力100kℓ/日)は、施設の老朽化等により平成17年度末で運転を休止し、八日市布引ライフ組合に処理委託後、再び平成25年10月から同施設を再稼働させ、流域下水道で終末処理を行うようになった。

今後は、処理体制、処理方法や施設整備について、中長期的な費用対効果を考慮して検討する必要がある。

(3) 公共下水道に関する課題

本市では昭和49年度の事業着手以降、管渠等の整備に努めてきたが、経年劣化による老朽化対策(管渠等更新事業)について計画的に実施する必要がある。

さらに、沖島浄化センター(昭和57年稼働開始)も稼働後30年以上が経過しており、経年劣化による老朽化対策について検討する必要がある。

以上述べた現状の課題に対し、本市において取り組むべき主要施策等の効果と課題を整理すると、表 3-6-4 に示すとおりである。

表 3-6-4 生活排水処理に関する主要施策の効果と課題

| 主要施策 | 効 果 | 課 題 |
|------------|--|--|
| 下水道の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用水域の保全 ・ 汚濁負荷量の削減 ・ 生活環境の向上 ・ 集合処理による効率性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用対効果 ・ 整備に相当な期間を要する区域 ・ 水洗化率の向上 ・ 下水汚泥の有効利用 ・ 経年劣化による管渠等の老朽化 ・ 経年劣化による沖島浄化センターの老朽化 |
| 合併処理浄化槽の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道計画区域外、散在区域での整備 ・ 公共用水域の保全 ・ 汚濁負荷量の削減 ・ 生活環境の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用負担 ・ 適正な設置スペースの確保 ・ 適正な維持管理 ・ 汚泥の処理 |
| 処理施設の更新等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ し尿、浄化槽汚泥の適正処理 ・ 汚泥等の再生利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 用地の確保、周辺住民の理解 ・ 広域的処理の可能性の検討 ・ 費用対効果 ・ 実現可能な資源化方法の検討と安定した利用先の確保 |

第4章 生活排水処理基本計画（生活排水対策推進計画）

第1節 基本方針等

1 基本理念

本市では、現行計画（平成26年3月改定）に基づき、生活排水対策を推進してきたが、市内の河川等の水質状況は横ばい状態が続いており、近年、西の湖のCOD等一部数値が徐々に悪化してきている。

平成31年3月に策定された「近江八幡市第1次総合計画」では、6つの基本目標が掲げられているが、基本目標3の「豊かな自然、歴史、文化を守り・活かし、未来に引き継ぎます」として、10年後の目指すべき姿の実現に向けて取組方針が設定され、生活排水処理率が指標とされるなど生活排水対策の推進は重要な施策として位置付けられている。

本計画は、上記の上位計画を実現するため、今後いかに生活排水対策を推進すべきかを具体的に検討するものである。そのためには、市民一人ひとりが身近な水辺に関心を持つことが重要であるとともに、自らが身近な水辺の水質悪化の原因者であることを自覚し、生物を含めた水辺と共存していく意識と行動が求められていることを十分に認識する必要がある。

以上のことから、本計画における基本理念をつぎのとおり設定する。

基本理念

身近な水辺と人が共存できる環境にやさしい生活スタイルの実現

2 基本方針

基本理念を実現するため、本計画の基本方針を以下のとおり設定する。

(1) 下水道整備の推進及び接続率の向上

生活排水対策の根幹をなす公共下水道において、水洗化率向上を図るために下水道整備済区域内の住民に対して、下水道への早期接続を積極的に促していく。

また、農業集落排水処理区域内（近江八幡地域2地区）の住民に対しても、農業集落排水施設への早期接続を促していく。

(2) 合併処理浄化槽整備の推進

下水道認可区域外においては、設置が短期間で行え、効果が早期に発現できる合併処理浄化槽の設置を推進していくものとし、下水道認可区域内においても当面の間下水道が整備されない区域については、合併処理浄化槽による整備を行い、市はそれらに対して支援をし、生活排水対策を進めていく。

また、合併処理浄化槽は適正な維持管理が行われることで、良好な処理水質が確保される施設であることから、確実に維持管理が行われるように啓発活動等を実施していく。

なお、合併処理浄化槽の導入にあたっては、身近な水辺の保全のみならず上水道の水質となっている琵琶湖等の公共用水域の水質保全に寄与するようリン・窒素の除去も可能な処理施設の導入も積極的に検討する。

(3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理

現在、本市のし尿及び浄化槽汚泥は、第1クリーンセンターにおいて適正に処理されているが、年々処理量が減少していくことが確実であること、また、施設全般にわたり老朽化が進行していることから、処理施設の長寿命化を図ったうえで、将来的に効率的かつ効果的なし尿処理体制を検討し、方針を決定する必要がある。

(4) 啓発活動の推進

市民の生活排水対策に対する意識の高揚を図り、実践活動への参加促進に努めるとともに、市民一人ひとりが水環境に関心を持ち、また水環境について正しく理解するための啓発活動及び環境教育を推進していく。

3 生活排水の処理主体等

本計画の基本方針等を踏まえ、生活排水の処理主体及び処理体系を表 4-1-1 及び図 4-1-1 に示すとおりとする。

表 4-1-1 生活排水の処理主体

| 処理施設の種類 | 対象となる生活排水の種類 | 処理主体 |
|----------|--------------|-----------|
| 公共下水道 | し尿及び生活雑排水 | 近江八幡市、滋賀県 |
| 農業集落排水施設 | し尿及び生活雑排水 | 近江八幡市 |
| 合併処理浄化槽 | し尿及び生活雑排水 | 設置者（個人等） |
| 単独処理浄化槽 | し 尿 | 設置者（個人等） |
| し尿処理施設 | し尿及び浄化槽汚泥 | 近江八幡市 |

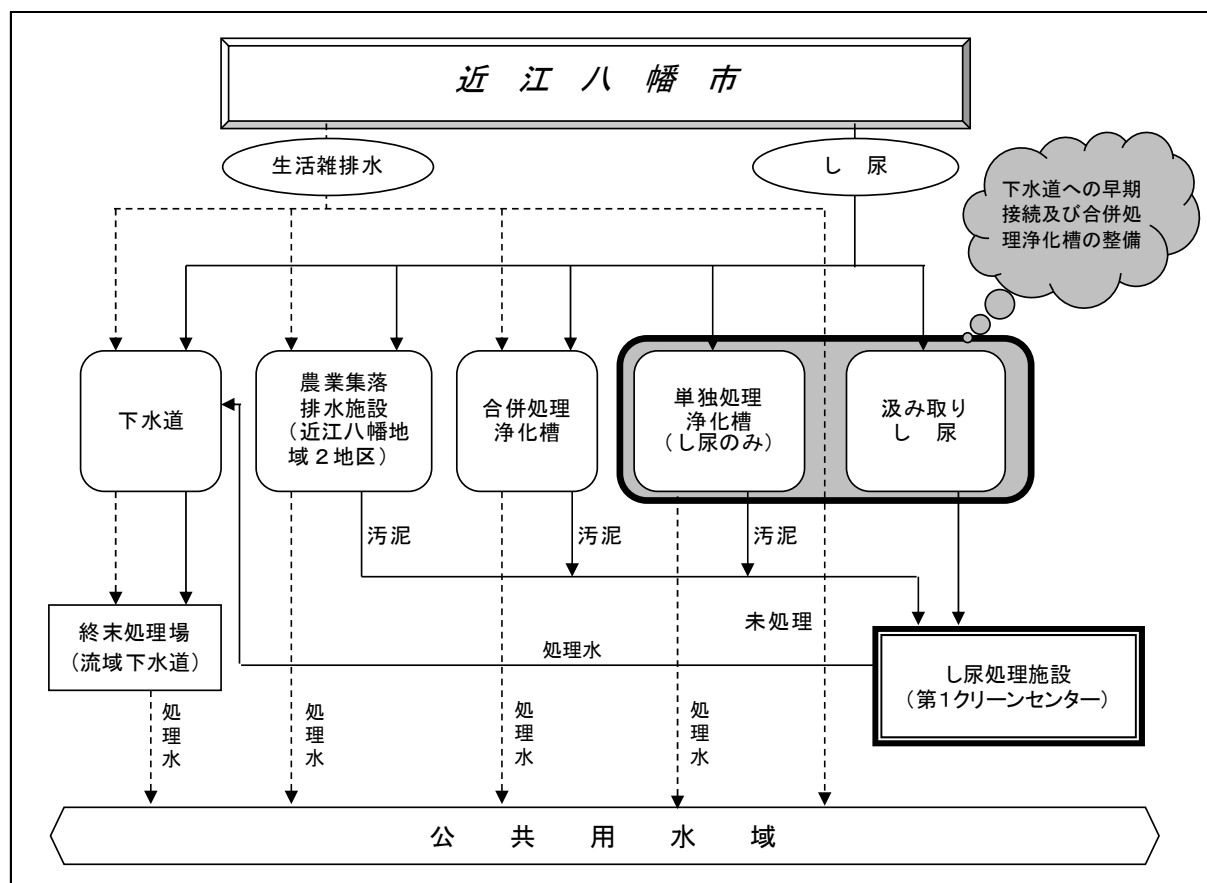


図 4-1-1 生活排水の処理体系図

第2節 計画の目標

1 処理の目標

行動目標の達成に向けた取組を通じ、生活排水処理率及び水質に関する目標を設定し、身近な水辺環境を健全な状態に戻し、維持するものとする。

なお、改定前の目標設定は平成24年度を基準年としていたが、改定版は令和2年度を基準年とし、目標年度については、近江八幡市第1次総合計画の目標3-施策1で指標として設定している「生活排水処理率」の目標値と整合させたいうで、令和3年度改定予定の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に合わせて令和13年度とする。

処理の目標（令和13年度）

■生活排水処理率[※]：98.6%（令和2年度末現在94.3%）

■水質：生活系汚濁負荷の排出量を約4割削減する

※生活排水処理率：（下水道水洗化人口＋農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽人口）
÷計画処理区域内人口（行政区域内人口）×100

(1) 生活排水処理の目標

公共下水道等への早期接続や合併処理浄化槽の整備等を積極的に推進していくことにより、生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率の目標値を図 4-2-1、表 4-2-1 に示すとおりとする。

現状の 94.3%に対して令和 13 年度で 98.6%とすることを目標とする。

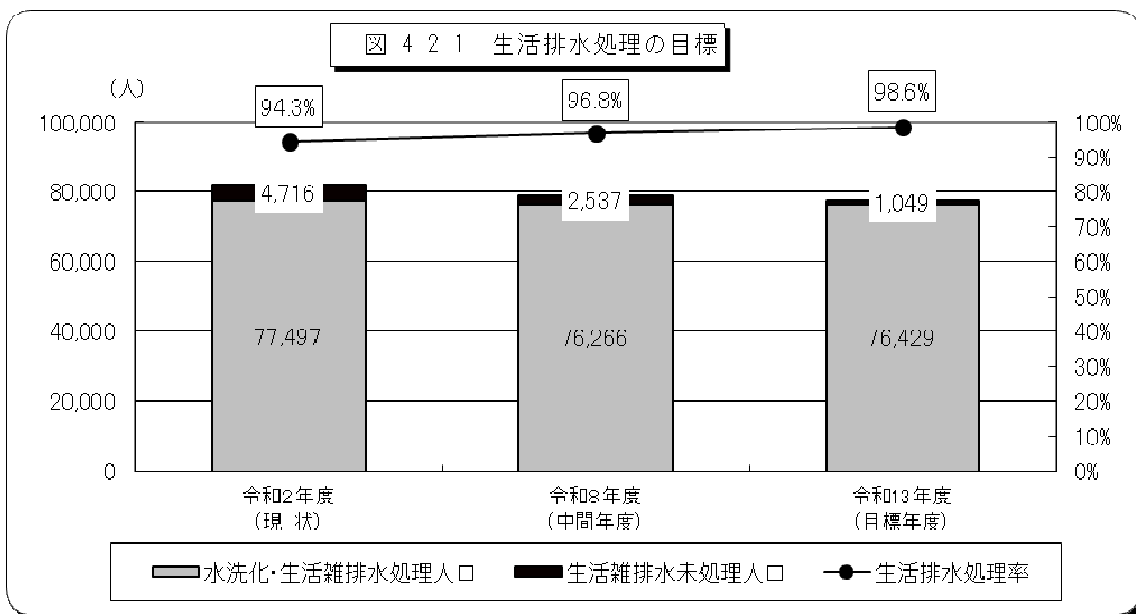


表 4-2-1 生活排水処理の目標

| 区分\年度 | 実績値 | 予測値 | |
|------------------------------|--------|--------|--------|
| | 令和2年度 | 令和8年度 | 令和13年度 |
| 1. 計画処理区域内人口(②+③) | 82,213 | 78,803 | 77,478 |
| ②水洗化・生活雑排水処理人口 | 77,497 | 76,266 | 76,429 |
| 生活排水処理率 | 94.3% | 96.8% | 98.6% |
| (1)合併処理浄化槽 | 15,900 | 13,860 | 12,955 |
| (2)下水道 | 61,011 | 61,863 | 62,966 |
| (3)農業集落排水施設 | 586 | 543 | 508 |
| ③生活雑排水未処理人口(④+⑤) | 4,716 | 2,537 | 1,049 |
| ④水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽) | 1,317 | 634 | 235 |
| ⑤非水洗化人口 (L尿収集) | 3,399 | 1,903 | 814 |

(2) 生活排水による汚濁負荷量の削減目標

前項で設定した生活排水処理形態別人口の目標値を基に、生活排水による汚濁負荷量を算出すると、図4-2-2、表4-2-2に示すとおりである。

公共下水道への早期接続及び合併処理浄化槽の整備促進等に伴い、生活雑排水の未処理人口（単独処理浄化槽人口及び汲み取り人口）が減少し、生活排水による汚濁負荷量（BOD）は現状の393.0kg/日に対して、令和13年度では43.2%削減され223.4kg/日となることから、生活排水による汚濁負荷量の削減目標を現状に対して43%以上削減することとする。

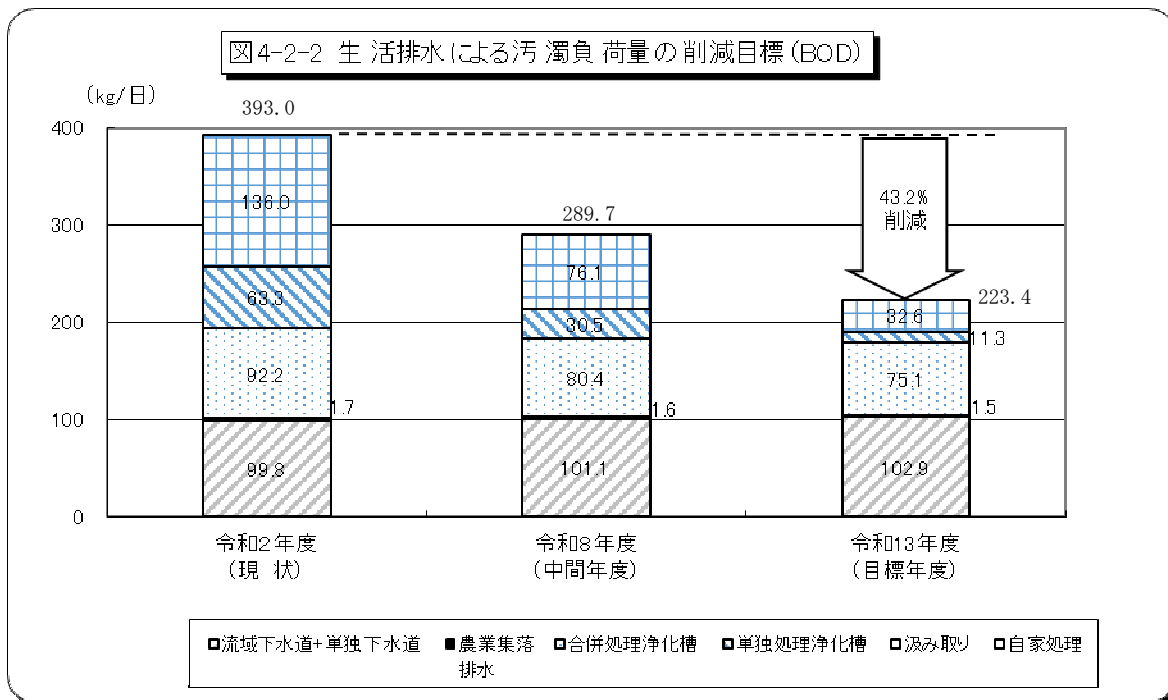


表 4-2-2 生活排水による汚濁負荷量の予測 (BOD)

| 区分\年度 | | 実績値 令和2年度 | 予 測 値 | | 備 考 |
|-------|---------|--------------|--------|--------|------------|
| | | | 令和8年度 | 令和13年度 | |
| 市外排出 | 流域下水道 | 98.4 | 99.8 | 101.6 | |
| | 単独下水道 | 1.4 | 1.3 | 1.3 | 近江八幡地域(沖島) |
| | 農業集落排水 | 1.7 | 1.6 | 1.5 | |
| | 合併処理浄化槽 | 92.2 | 80.4 | 75.1 | |
| | 単独処理浄化槽 | 63.3 | 30.5 | 11.3 | |
| | 汲み取り | 136.0 | 76.1 | 32.6 | |
| | 自家処理 | | | | |
| 合 計 | 294.6 | 189.9 | 121.8 | | |
| 合 計 | | 393.0 | 289.7 | 223.4 | |
| | 対R2削減率 | | -26.3% | -43.2% | |

第3節 生活排水の処理計画

1 生活排水を処理する区域及び人口

公共下水道により生活排水を処理する区域は、図 4-3-1 に示すとおりであり、令和2年度末現在の処理区域内人口は 68,311 人となっている。

なお、沖島については公共下水道（処理区域面積 8.7ha）の整備が完了している。

また、大中西部地区（11.0ha）と佐波江地区（15.4ha）の2地区では、農業集落排水事業による処理が行われており、令和2年度末現在の処理区域内人口は合計 614 人となっている。

下水道認可区域及び農業集落排水区域以外の区域については、合併処理浄化槽による処理を行うものとする。

2 生活排水処理施設の整備計画

（1）整備計画

本市では、下水道認可区域及び農業集落排水区域以外は全て浄化槽処理区域として、合併処理浄化槽の設置の推進を行う。

合併処理浄化槽の主な整備事業には、環境省が所管する浄化槽設置整備事業がある。この事業は、設置及び維持管理は設置者（管理者）が行うこととなるが、整備基数や人口等に制限がないため、比較的事業が進め易い特徴がある。また、本市では、合併処理浄化槽を整備するにあたり、効率的に整備を進めるために面的整備事業の活用を啓発し、合併処理浄化槽設置の推進を積極的に行ってきた。

近年の浄化槽補助金の交付基数を区域別及び、種別にまとめると、表 4-3-1 に示すようになり、設置基数は減少傾向となっている。現在は主に新築の住宅への補助となっていることから、既存住宅への浄化槽設置が一定終え、今後は合併処理浄化槽の長寿命化等、適正な維持管理の啓発を行っていくとともに、合併処理浄化槽の設置整備事業を継続し、単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの合併処理浄化槽への転換について支援していくものとする。

表 4-3-1 浄化槽設置補助金交付基数

| 区域・種別／年度 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|----|--------|--------|--------|-------|-------|
| 面整備事業区域 | 新規 | 12 | 15 | 14 | 9 | 7 |
| | 転換 | 12 | 3 | 2 | 3 | 1 |
| | 更新 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 下水道認可区域外 | 新規 | 18 | 12 | 12 | 7 | 9 |
| | 転換 | 6 | 10 | 8 | 4 | 3 |
| | 更新 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| 合計 | | 51 | 42 | 39 | 23 | 21 |

※転換とは単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への入替えを指す。

※更新とは合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替えを指す。

近江八幡市公共下水道事業計画図

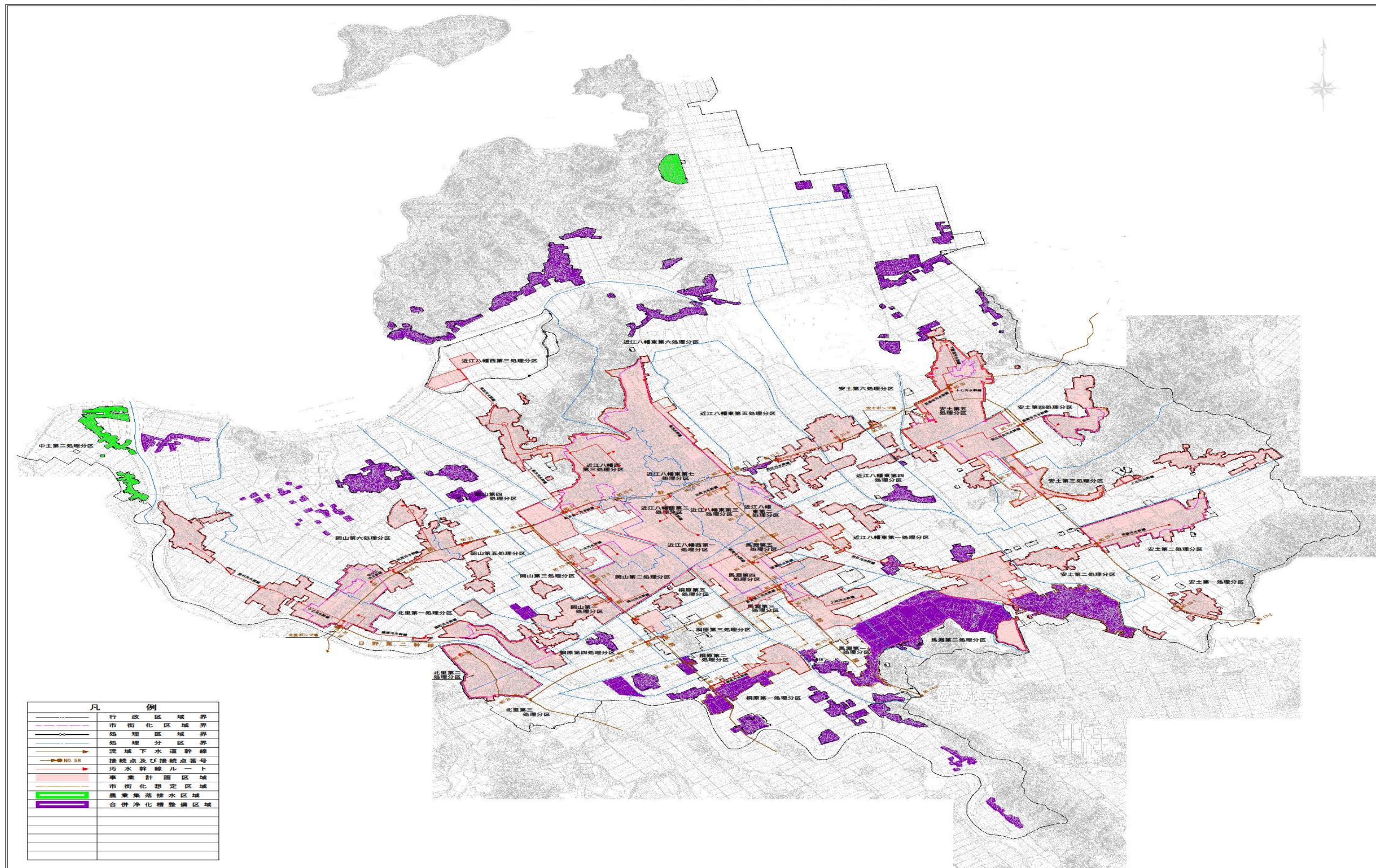


図 4-3-1 生活排水を処理する区域

第4節 し尿・浄化槽汚泥処理計画

1 し尿・浄化槽汚泥量の予測

し尿、浄化槽汚泥とも下水道への接続等に伴い減少傾向にはあるものの、集落（団地）単位で設置された大型集中浄化槽から下水道への切り替えがほぼ完了していること、また、下水道処理区域内外を問わずし尿収集対象世帯は高齢者世帯が多いため、下水道や合併処理浄化槽への切り替え速度は緩やかになると見込まれることから、し尿、浄化槽汚泥ともより緩やかに減少すると予測される。

このことから、合併後の平成22年度から令和2年度までの収集実績量を基に、し尿量及び浄化槽汚泥量それぞれについて近似関数により予測したところ、図4-4-1及び表4-4-1に示す結果となった。

総量は、現状の22,712kℓ/年に対して令和13年度では17.1%減の18,840kℓ/年となる。このうち、し尿は現状の5,706kℓ/年に対して令和13年度では39.5%減の3,451kℓ/年、浄化槽汚泥は現状の17,006kℓ/年に対して令和13年度では9.5%減の15,389kℓ/年となり、し尿の減少率が依然として大きくなる見込みであるが、現行計画の予測減少率に比して小さくなると思われる。

図4-4-1 し尿・浄化槽汚泥量の推移（近似関数による予測値）

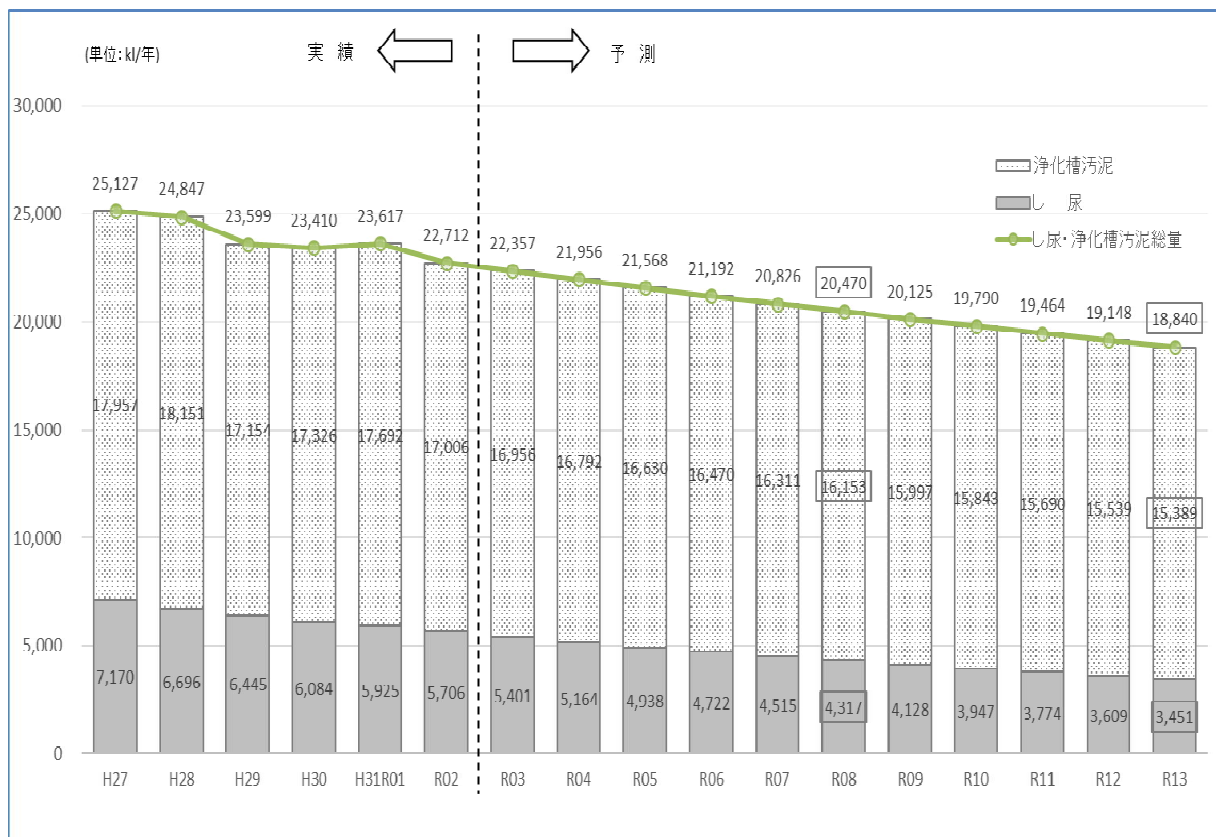


表 4-4-1 し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

| 区分\年度 | | 実績値 令和2年度 | 予 測 値 | | 備 考 |
|---------------|-----------|--------------|--------|--------|-------------|
| | | | 令和8年度 | 令和13年度 | |
| 収集人口 (人) | し 尿 | 3,399 | 1,903 | 814 | 近江八幡地域(2地区) |
| | 農業集落排水 | 586 | 543 | 508 | |
| | 合併処理浄化槽 | 15,900 | 13,860 | 12,955 | |
| | 単独処理浄化槽 | 1,317 | 634 | 235 | |
| 収集量 (kℓ/年) | し 尿 | 5,706 | 4,317 | 3,451 | |
| | (合併)浄化槽汚泥 | | 15,446 | 15,115 | |
| | (単独)浄化槽汚泥 | | 707 | 274 | |
| | 浄化槽汚泥計 | 17,006 | 16,153 | 15,389 | |
| | 合 計 | 22,712 | 20,470 | 18,840 | |

2 収集・運搬計画

(1) 計画収集区域

原則として公共下水道の供用開始区域外を対象とするが、下水道への未接続世帯等も含めた区域を計画収集区域とする。

(2) 収集・運搬の方法

本市で発生するし尿・浄化槽汚泥については、一般廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、収集量に見合った収集体制を維持するものとする。

ただし、当面、現行体制により行うこととするが、災害発生時に避難所等で発生するし尿の臨時的な収集にも対応する必要があるため、収集の効率化のみを図ることなく慎重に検討を進める必要がある。

(3) 収集・運搬量

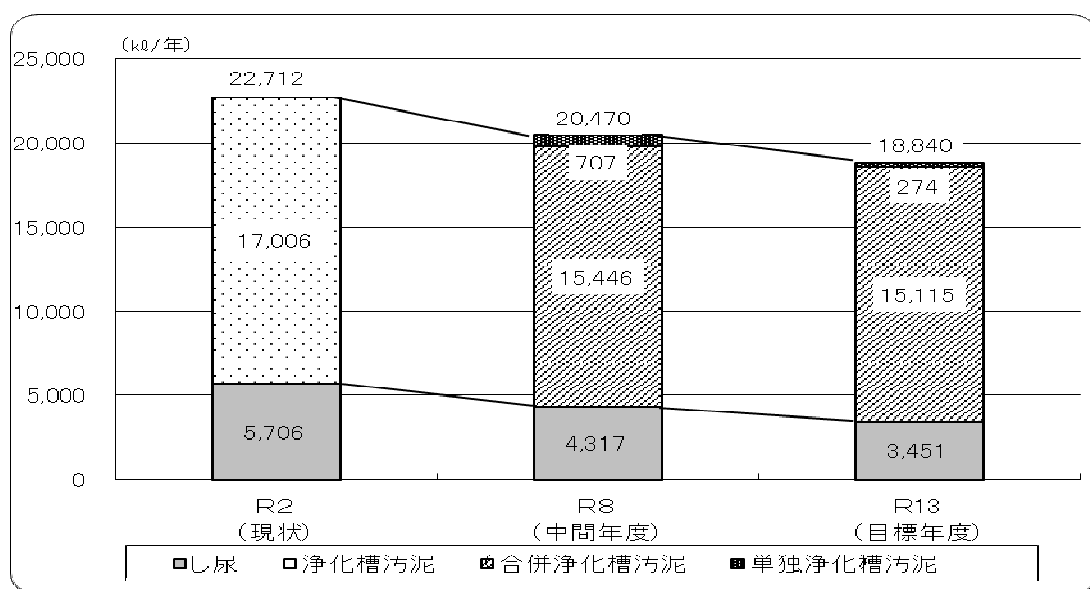
収集・運搬量は表 4-4-2 及び図 4-4-2 に示すとおりである。

表 4-4-2 年間の収集・運搬量

| 区分\年度 | | 実績値 令和2年度 | 予 測 値 | | 備 考 |
|-------|---------------|--------------|--------|--------|-----------------------|
| | | | 令和8年度 | 令和13年度 | |
| し 尿 | | 5,706 | 4,317 | 3,451 | |
| 浄化槽汚泥 | 合併処理 浄化槽汚泥 | | 15,446 | 15,115 | 農業集落排水(2地区) の汚泥を含む |
| | 単独処理 浄化槽汚泥 | | 707 | 274 | |
| | 計 | 17,006 | 16,153 | 15,389 | |
| 合 計 | | 22,712 | 20,470 | 18,840 | |

単位:kQ/年

図 4-4-2 年間の収集・運搬量の推移



3 中間処理計画

(1) 中間処理の方法

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥を、中間処理施設で衛生的かつ適正に処理する必要がある。全市域の中間処理を、第1クリーンセンターで行い、流域下水道で終末処理を行う。

今後は、処理体制、処理方法や施設整備について、長期的な費用対効果も考慮して検討していくものとする。

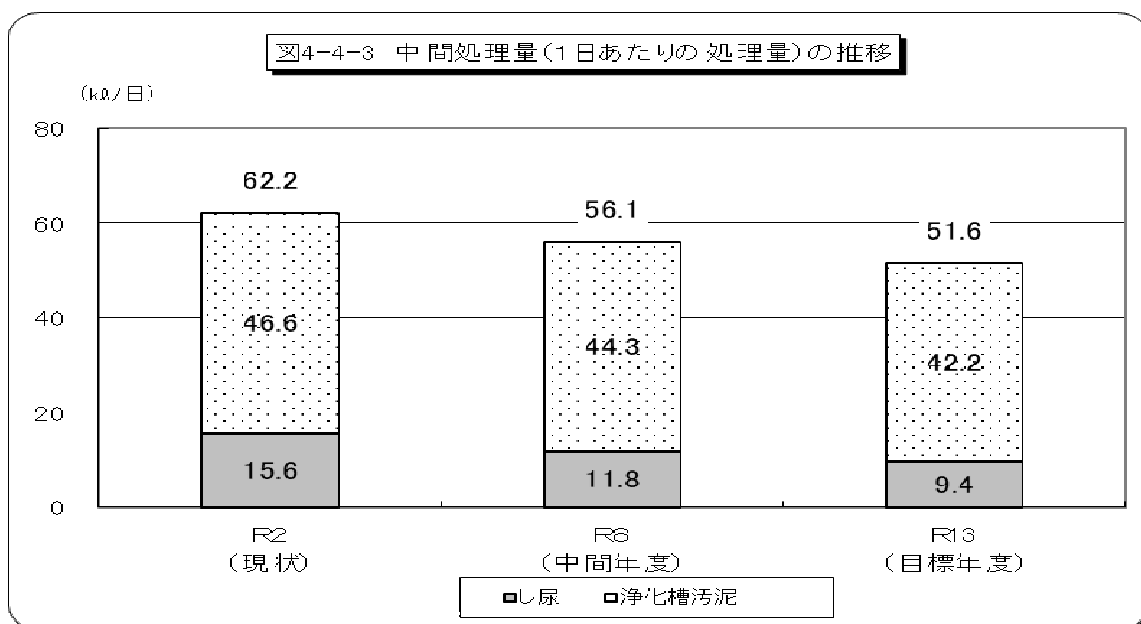
(2) 中間処理の量

中間処理の量は、表4-4-3及び図4-4-3に示すとおりである。

本市のし尿・浄化槽汚泥日平均量は、現状の62.2kℓ/日に対して令和13年度では51.6kℓ/日まで減少することになる。また、浄化槽汚泥混入率は、現状の74.9%に対して令和13年度では81.7%まで増加する。

表 4-4-3 中間処理の量（市全体）

| 区分\年度 | | 実績値 令和2年度 | 予 測 値 | | 備 考 |
|----------------|-------|--------------|--------|--------|--------|
| | | | 令和8年度 | 令和13年度 | |
| 年間量 (kℓ/年) | し 尿 | 5,706 | 4,317 | 3,451 | |
| | 浄化槽汚泥 | 17,006 | 16,153 | 15,389 | |
| | 計 | 22,712 | 20,470 | 18,840 | |
| 日平均量 (kℓ/日) | し 尿 | 15.6 | 11.8 | 9.4 | 365日平均 |
| | 浄化槽汚泥 | 46.6 | 44.3 | 42.2 | |
| | 計 | 62.2 | 56.1 | 51.6 | |
| 浄化槽汚泥混入率 | | 74.9% | 78.9% | 81.7% | |



4 資源化有効利用計画

(1) 資源化有効利用の方法

脱水汚泥については、現状、外部処理委託としているが、堆肥化等の有効利用に向けた検討を行うとともに、公共下水道へ投入している処理水の利活用（緑地等への散水や道路維持管理（路面清掃等）の散水等）についても検討していくものとする。

(2) 資源化技術の概要

し尿処理等における一般的な資源化技術の概要を表 4-4-4 に示す。

資源化技術の採用にあたっては、資源化設備の建設費用とエネルギーの節減効果や資源化された製品の価値を分析し、その費用の投資効果が有効となるように資源化技術を選択することが重要となる。

表 4-4-4 資源化技術の概要

| 資源化技術 | 概 要 |
|-------|---|
| メタン発酵 | 生ごみ等の有機性廃棄物と嫌気性細菌の作用により、メタンに転換させる技術である。発生したメタンによる発電（ガスエンジンの燃料）、温水製造（ボイラーの燃料）。 |
| 堆 肥 化 | 汚泥等を好気性の条件下で堆積し、好気性微生物の働きにより有機物を分解してより安全で安定した堆肥化物をつくる技術である。なお、堆肥を利用する場合、施肥の利用時期は限られているので、それ以外の期間における貯蔵方法等について検討する必要がある。 |
| 炭 化 | 汚泥等の有機性廃棄物を乾留することによって、木炭や活性炭等とよく似た性質を持ち、環境保全上支障がない炭化物をつくる技術である。なお、炭化物は肥料、園芸用土壌、融雪剤、脱臭剤等への利用が可能である。 |
| リン回収 | 処理水中に残留する高濃度のリン酸イオンを結晶化して、リンを回収する方法で、アパタイト法やMAP法等がある。回収されたリンは、臭気もなく長期保存可能な肥料原料となる。 |
| 助 燃 剤 | 生物処理から発生する汚泥を、高効率脱水設備で処理することにより、含水率を 70%程度まで低下させ、ごみと混焼させることにより灯油等の燃料が削減でき、助燃剂的な効果をあげることができる。 |

第5節 啓発に関する計画

1 生活排水対策の役割分担

生活排水対策に関連する「水質汚濁防止法」「滋賀県環境基本条例」「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例（みずすまし条例）」では、国・県や市町、住民及び事業者の果たすべき責務・役割を規定しており、これを整理すると表 4-5-1 に示すとおりである。

表 4-5-1 国・県・市町・住民の果たすべき責務・役割

| 主 体 | 果たすべき責務・役割 |
|-----|---|
| 国・県 | ①水質の汚濁に関する知識の普及（国） ②技術上および財政上の援助（国） ③生活排水対策の広域にわたる施策の実施（県） ④市町が行う生活排水対策に係る施策の総合調整（県） ⑤市町との連携と市町が行う施策への支援（県） |
| 市町 | ①生活排水処理施設の計画的な整備 ②生活排水対策に係る啓発 ③生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成 ④生活排水対策に係る施策の実施 ⑤市町の長による指導、助言および勧告 |
| 市民 | ①汚濁負荷の低減に資する設備の整備 ②調理くず・廃食用油等の処理、洗剤の使用等の適正化 ③汚濁負荷の低減に資する対策の自主的な実施 ④生活排水対策等の環境保全に関する施策への協力 |
| 事業者 | ①汚水、廃液による公共用水域等の水質汚濁防止に必要な措置 ②環境への負荷を低減する役割を積極的に果たし、環境の保全に自ら努める ③水質の保全に配慮した商品の開発、製造等 |

また、表 4-5-1 をもとに、生活排水対策として本市、市民が取組可能な項目を具体的に整理すると、表 4-5-2 に示すとおりである。

まず、本市の実施すべき対策としては、生活排水処理施設の整備等のハード対策が重要である一方、市民への啓発活動といったソフト対策も同様に重要であり、表 4-5-2 に整理したような市民による取組効果については、周知、啓発活動の手法や内容の理解、定着の度合いに大きく左右される。

また、市民の実施すべき取組は家庭でできる発生負荷削減が主体であり、市民自身の生活様式を環境負荷の少ない方式に変えていくことが重要となる。

表 4-5-2 実施主体ごとの生活排水対策項目

| 実施主体 | 対策項目 | 対策の内容 |
|-------|-------------|---|
| 近江八幡市 | 生活排水処理施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道、農業集落排水処理施設への早期接続の推進 ・ 合併処理浄化槽の推進 ・ 合併処理浄化槽の適正な維持管理の啓発 |
| | 啓発活動の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活排水対策に関する知識・情報の提供 ・ 生活排水対策や環境保全における推進リーダーの育成 ・ 生活排水対策や環境関連のイベント・勉強会等の開催 ・ 身近な環境づくりの推進 ・ 子どもの育成に合わせた効果的な環境学習の推進 ・ 環境教育教材等の充実 ・ 環境学習のための施設整備およびフィールドの確保 ・ 環境ボランティア活動等の支援および活動のための枠組みの整備 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路浄化施設の導入 ・ 浄化のための水生植物の植栽 ・ 河川等の底泥除去 |
| 市民 | 生活排水処理施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道整備済区域における下水道や農業集落排水処理施設への早期接続 ・ 下水道整備区域外における合併処理浄化槽の設置 ・ 合併処理浄化槽の適正な維持管理の徹底 |
| | 台所での対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 料理は適量を作り、食べきることによって残食を出さない ・ 目の細かいストレーナーや三角コーナー・水切りネットの使用 ・ 調理くずを流さない ・ 米のとぎ汁、牛乳パックの洗い水等は植木、花壇、畑等にまく ・ 米のとぎ汁に食器等を漬けたり、食後の食器汚れの拭き取り等による洗剤使用量の削減 ・ 生ごみ堆肥化の推進 ・ 食用油はできるだけ使い切り、残ったものは有効に利用する ・ 天ぷら油は何度か利用する ・ 廃油回収を積極的に利用し、再資源化に努める |
| | 風呂・洗濯時の対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水による環境負荷の高い入浴剤の使用を控える ・ 粉石けんや生物分解性の高い無リン洗剤の使用 ・ 計量カップを使い適量の洗剤を使用 ・ 洗濯の最初に水洗い（予洗）をすることによる洗剤使用量の削減 ・ 洗濯排水口にゴミとり設置 |
| | 節水努力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水栓蛇口の節水コマへの交換 ・ 食器洗浄時や歯磨き時などの水を流しっぱなしにしない ・ 節水型洗濯機（貯めすぎ等）の使用 ・ 洗濯は一度にまとめて行う ・ 雨水を貯留して庭木や水やり等への利用 ・ 洗車時はバケツに水を溜めて行う |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の適正な実施 ・ 側溝や河川の清掃活動の実施 ・ 環境関連イベント・勉強会・ボランティア等への積極的な参加 |

2 啓発活動計画

市民の環境に対する意識向上に向けて啓発は重要な取組であることから、市民への啓発を下記のように行う。

① 家庭でできる生活排水対策のポスター等の作成

家庭で実践できる具体的な生活排水対策方法について、ポスターやチラシ等を作成し配布するとともに、市広報やホームページに掲載するなど、市民が日常生活の中で常に意識できる環境づくりに取り組む。

また、市民から寄せられる記載内容に対する質問や疑問等について、日常業務において意見を収集、蓄積し、よりわかりやすい内容への修正等に活用する。

② 生活排水対策用品の普及と水洗化の促進啓発

市広報、ホームページ、各種イベントや環境学習会等を通して、生活排水対策用品の紹介や啓発を行うことにより、部品交換等物理的な面で市民が容易に実践できる取り組みを推進する。

また、水洗化の促進啓発を行うとともに、浄化槽の設置に対する補助金に係る情報提供や、排水設備工事に係る対する低利融資の斡旋等の支援を行う。

③ 環境情報の積極的な発信

市広報、SNS等の多様な媒体を活用し、広く環境に関する情報を積極的に発信し、市民と多くの情報を共有することで、より身近に水環境が感じられるような取組を行う。

④ 生ごみ減量啓発とあわせた生活排水対策の実践

より市民が参加しやすい環境をつくるため、まち協や自治会と連携して、生ごみの減量や節水の啓発とあわせた排水負荷の低減など、家庭で実践できる生活排水対策の啓発に取り組む。

⑤ 環境学習会や啓発イベント等の開催告知手法の多様化

環境学習やイベント等に多くの市民に参加してもらえるよう、市広報以外の多様な媒体（ホームページ、SNS等）を活用した告知の他、自治会を通じたチラシの回覧やポスターの掲示を行うなど、多様な方法により告知を行う。

⑥ 市民との協働による環境学習教材等の作成と取り組み事例の紹介

市民が求める情報等を把握し、協働して市民がより興味のもてる環境学習教材等を作成することにより、市民の環境意識の向上を図る。

また、まち協や自治会等との連携により、継続的な実践を行う意識の醸成に努めるとともに、効果的で身近な取り組み事例を紹介する。